

全 員 協 議 会 会 議 録

招 集

平成29年11月6日(月) 午前10時00分 議場

出席議員(23名)

安 達 卓 是	伊 藤 ひろえ	稲 田 清	今 城 雅 子
岩 崎 康 朗	遠 藤 通	岡 田 啓 介	岡 村 英 治
尾 沢 三 夫	門 脇 一 男	国 頭 靖	杉 谷 第 士 郎
田 村 謙 介	土 光 均	戸 田 隆 次	中 田 利 幸
前 原 茂	三 嶋 秀 文	矢 倉 強	安 田 篤
矢 田 貝 香 織	湯 浅 敏 雄	渡 辺 穰 爾	

欠席議員(2名)

三穂野 雅 俊 村 井 正

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【市民人権部】長井部長

[環境政策課] 高塚課長 生田生活環境係長

【公益財団法人鳥取県環境管理事業センター】

理事長 瀧山親則

事務局長 高橋達也

業務課長 後藤田拓也

業務課課長代理 塩谷直文

技術参与 三木文貴

出席した事務局職員

先灘局長 田子次長 足立議事調査係長 幸本主幹 佐藤主任

傍聴者

報道機関10社 一般61人(うち9人退場)

議 題

淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画の周知に関する実施状況の報告及び当該報告に対する米子市の意見について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○尾沢議長 ただいまから全員協議会を開会いたします。

三穂野議員及び村井議員から都合により欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

本日の案件は、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画の周知に関する実施状況の報告及び当該報告に対する米子市の意見についてであります。

この際、伊木市長が発言を求めておられますので、これを認めます。

伊木市長。

**○伊木市長** 本日は、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画の周知に関する実施状況の報告及び当該報告に対する本市の意見につきまして、全員協議会を開催していただきまして、ありがとうございます。

既に御案内をしておりますが、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画に係る実施状況報告につきましては、去る9月20日付の文書で鳥取県から本市に送付されたところでございます。

本日は、事業主体であります鳥取県環境管理事業センターから事業計画の周知に関する実施状況の報告について説明を受けるものでございます。

また、本市は、実施状況報告書について、鳥取県から意見を照会されておりますので、その回答案について説明させていただくものでございます。

なお、先般9月29日にお集まりをいただいた際、諸事情によりまして会が開催できませんでしたことをこの場をおかりしましておわびを申し上げます。

それでは、よろしく願いいたします。

**○尾沢議長** 説明に当たりまして、説明員の紹介をしていただきます。

長井市民人権部長、お願いいたします。

**○長井市民人権部長** 本日の案件につきまして、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業主体である公益財団法人鳥取県環境管理事業センターから説明者が出席されておりますので、御紹介いたします。

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター理事長の瀧山親則様でございます。

**○瀧山理事長** 瀧山です。よろしくお願いいたします。

**○長井市民人権部長** 同じく事務局長の高橋達也様でございます。

**○高橋事務局長** 高橋です。よろしくお願いいたします。

**○長井市民人権部長** 同じく業務課長の後藤田拓也様でございます。

**○後藤田業務課長** 後藤田です。よろしくお願いいたします。

**○長井市民人権部長** 同じく業務課課長代理の塩谷直文様でございます。

**○塩谷業務課課長代理** 塩谷です。よろしくお願いいたします。

**○長井市民人権部長** 同じく技術参与の三木文貴様でございます。

**○三木技術参与** 三木でございます。よろしくお願いいたします。

**○尾沢議長** それでは、まず、実施状況の報告について説明をお願いいたします。

鳥取県環境管理事業センター、瀧山理事長。

**○瀧山理事長** センターの瀧山です。よろしくお願いいたします。

産業廃棄物処分場計画につきましては、県の条例に基づき、事業計画書を昨年10月30日に県に提出いたしまして、以来、事業計画の周知のため、計画書の縦覧ですとか関係住民に対する説明会を行うとともに、この事業計画に対して出されました意見書については、見解書を作成して回答、そして縦覧を行ったところでございます。

また、ことしの6月にこの全員協議会で条例手続の状況や見解書について御説明させていただきました。見解書に対するさらなる意見には誠実に対応することや、再見解書を縦

覧するようという御意見をいただきましたので、条例上は特に規定はございませんが、見解書に対する再意見につきましても受け付けして、再見解書として回答、縦覧したところでございます。

以上のように、センターといたしましては、計画の周知について努めてきたと判断いたしましたので、去る9月19日、県に対してその状況を実施状況報告書として提出したところでございます。

実施状況報告書の詳細につきましては、高橋事務局長から説明させます。よろしく願いいたします。

○尾沢議長 鳥取県環境管理事業センター、高橋事務局長。

○高橋事務局長 そういたしますと、お手元の資料に従いまして周知の状況を御説明させていただきますと思います。

当センターでは、産業廃棄物処分場の事業計画につきまして、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の規定に基づきまして手続を進めているところでございます。この条例の規定に従い、事業計画の内容について、関係住民の方へ周知を図っておりますので、その具体的な実施……。

(「ないじゃないですか、そんなの。」と傍聴席から声あり)

その実施状況について、お手元の資料に沿って説明いたします。

お手元の資料1をごらんください。まず、1、広告及び縦覧に関する事項でございます。当センターでは、事業計画の周知として、広告、事業計画書の縦覧を行いました。(1)に記載しておりますが、事業計画書作成等の広告です。その内容ですが、事業計画書の縦覧や説明会の開催、また関係住民の方は意見書を提出できること、意見書に対してセンターは見解書を作成し回答するとともに、縦覧に供し周知すること等でございます。この広告は、米子市役所淀江支所や地元公民館等、事業計画書の縦覧場所16カ所等に広告するとともに、新聞にも掲載いたしました。また、センターホームページにも広告を掲載したところでございます。

事業計画書の縦覧につきましては、1枚めくっていただいた別紙1にまとめておりまして、16カ所で縦覧に供しております。事業計画書は、縦覧開始とともにセンターホームページにも掲載しまして、現在もこれは掲載しているところでございます。

次に、2番、説明会に関する事項でございます。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 傍聴。

○高橋事務局長 条例の規定による事業実施……。

○尾沢議長 ちょっとしばらくお待ちください。

傍聴席の皆さんに申し上げます。会議中は静粛にお願いします。

続けてください。

(傍聴席から発言する者あり)

静粛にしてください。退場願いますよ。

(「何ですか。間違っていることを間違っているって言うだけじゃないですか。」

「議員も全然、ちゃんと確認してないじゃないですか。」と傍聴席から声あり)

ちょっと傍聴席の……。

(「不安を抱えたままで進めないでください。」と傍聴席から声あり)

傍聴席の皆さん、会議中は静粛にお願いします。

(「会議にならんがん。」と傍聴席から声あり)

もしそういうことであれば、静粛にさせていただければ、傍聴許可を取り消して退場としていただくこととなりますよ。

(傍聴席から発言する者あり)

よろしいですか。

続けてください。

○高橋事務局長 それでは、説明会に関する事項のところでございます。

2番、説明会に関する事項でございます。条例の規定によりまして、事業計画の説明会は計7回開催しておりまして、その開催日時、開催人数等の状況につきまして、別紙2というところ、2枚めくっていただいたところにまとめておりますので、確認していただけたらと思います。

続きまして、3番、意見書に対する見解の周知結果の概要でございます。①番、意見書ですが、意見書は5件の提出がございまして、②に記載のとおり、この意見書に対しましてはセンターの見解書を作成しまして、意見書提出者に見解書を回答し、あわせて先ほど申し上げました事業計画書を縦覧した場所で縦覧に供したところでございます。また、ホームページにもこれは掲載しているところでございます。

意見書を縦覧することにつきましては、縦覧場所にも広告するとともに、関係6自治会へは周知チラシの回覧を依頼し、そのほかにも新聞への掲載やセンターホームページの掲載などにより周知したところでございます。6月の全員協議会の際にはこのあたりまでは一度御説明させていただいたところでございます。

③番、再意見書でございます。これは条例に規定はございませんが、関係住民の方の事業計画に対する理解が進むよう、見解書に対して意見のある方は再意見書を提出していただけるようにしたもので、3件の再意見書の提出がございました。この再意見書で提出された意見でございますが、意見書と同様の内容や同様の内容をより詳細に質問する内容がその多数を占めていたところでございます。

④番、再見解書ですが、再意見書に対しましてもセンターは再見解書を作成し、再意見者に回答し、あわせて先ほど説明した見解書の周知と同様の方法によりまして周知をいたしました。

再見解書の縦覧後ですが、実施状況報告書の提出までは関係住民の方から問い合わせ等はございませんでした。実施状況報告書を提出した後の10月に、センターの再見解書に対する意見書として、関係住民のうち一つの自治会、本日、この後説明する資料では自治会Fとしている自治会でございますが、その自治会Fの会員の方3名が個人的に、また再意見書を提出された水利権者の方1名から意見書の提出がございました。その内容につきましては、センターとして既に基本的な見解をお示ししている事項と同様の内容であると認識しているところでございます。

最後に、4番、関係住民の理解に関する見解でございます。これは説明会や意見書、見

解書等の状況と事業計画について理解が得られているかについてのセンターの見解でございます。これにつきましては、別紙3、横長のものがございますが、関係住民の区分ごとに記載しておりますので、順に説明いたします。別紙3をごらんください。右側、対象者の見解書のところを御説明していきたいと思っております。

まず、自治会Aでございます。説明会では、事業内容や条例手続に関する質問、意見があり、回答いたしました。事業自体に反対するような意見はございませんでした。意見書の提出はなく、その後の問い合わせ等もございませんでした。地域振興につきましては、要望が示され、委員会も設置されており、協議を行っているところでございます。これらのことから、自治会Aにつきましては、自治会としておおむね理解が得られたと考えているところでございます。

自治会Bです。説明会では、事業内容や条例手続に関する質問、意見があり、回答いたしました。事業自体に明確に反対するような意見はありませんでしたが、参加者の1名から事業に反対することを前提としたような意見、質問がございました。意見書の提出はなく、その後の問い合わせ等はありませんでした。地域振興については、要望が示されており、協議を行っているところです。これらのことから、この自治会Bにつきましては、おおむね理解が得られたと考えているところでございます。

自治会Cです。説明会では、事業内容に関する質問、意見があり、回答しました。事業自体に明確に反対するような意見はなく、また、自治会として消極的だが同意するという発言がございました。意見書の提出はなく、その後の問い合わせもありませんでした。地域振興につきましては、要望が示され、委員会も設置されており、協議を行っているところでございます。これらのことから、自治会としておおむね理解が得られたと考えております。

自治会Dでございます。説明会では、事業内容や条例手続に関する意見、質問があり、回答しました。事業自体に明確に反対するような意見はありませんでした。

(「間違いですよ、これ。」と傍聴席から声あり)

意見書の提出はありましたが、自治会の総意ではなく……。

(傍聴席から発言する者あり)

**○尾沢議長** 再度申し上げます。

(「うそのまま・・・」「自治会長と役員しか聞いてないじゃないですか。」と傍聴席から声あり)

傍聴席では静粛をお願いします。

(「うそ言うなやなあ。」と傍聴席から声あり)

本当に退場いただきますよ。ここは議場なので。

(「うそを言っているんですよ、議長。」と傍聴席から声あり)

退場いただきますよ。

(「何で市民を退場・・・」と傍聴席から声あり)

静粛にしてください。

(「おかしいんと違いますか。」と傍聴席から声あり)

わかりました。ちょっと係の方、氏名わかっていると思っておりますので、退場をしていただ

きます。

(「おかしいがん。」と傍聴席から声あり)

会議が進められません。本当にこれ以上騒いでいただきますと、傍聴許可を取り消して退場していただきますよ。静かにしていただくことで傍聴席に入っただけでいいはずですよ。皆さんも入場の際には御確認をしていただいて、入っただけでいいはずですよ。よろしいですか。

(「でも、間違ったことが決定されたら困るんですけど。」と傍聴席から声あり)

じゃあ退場してください。

(「何で退場なんですか。市民のための会議じゃないんですか。」「何のための会議なんですか。」「おかしいじゃないですか。うそだって言っているじゃないですか。聞いてください、市民の声を。」と傍聴席から声あり)

係員の方は退場……。

(傍聴席から発言する者あり)

退場です。

(「横暴だ。」「議員も何にも言わないんですか。」「おかしいじゃないですか。」と傍聴席から声あり)

今説明をしているところでしょう。

(「その説明が間違っているって言っているだけじゃないですか。」と傍聴席から声あり)

それは議員の方々がまた質問はされるときには質問されます。あなた方は議員ではないので、傍聴ですから、傍聴してください。静かに傍聴していただけないようであれば退場していただきますよ。

よろしいですか。静かに傍聴していただけますか。

(「横暴だ。」と傍聴席から声あり)

じゃあ再度申し上げます。傍聴席では静かにお願いします。これ以上騒がれますと、傍聴許可を取り消して退場していただくこととなります。

続けてください。

**○高橋事務局長** それでは、説明を続けさせていただきます。

自治会Dのところでございます。先ほどの続きでございますが、意見書の提出はございましたが、自治会の総意ではなく、自治会員1名の方から提出された意見をそのまま提出されたということでございました。意見書の内容は、事業内容に関する質問、意見でございまして、見解書で見解を回答いたしました。この意見書では、事業自体に明確に反対する意見はございませんでした。再意見書の提出もございましたが、意見書と同様、自治会の総意ではなく、自治会員1名から提出された意見をそのまま提出されたということでございました。当該再意見書は、意見書と同様の内容または同様の内容をより詳細に質問する内容等で、再見解書及び参考再回答書におきまして改めて見解を回答いたしました。なお、当該再意見書においても事業自体に明確に反対する意見はありませんでした。以上のように、説明会、意見書及び再意見書において事業自体に明確に反対する意見はありませんでしたが、一部の自治会員の方が本事業に対し反対を表明されております。この自治会から地域振興の要望は示されておられません。これらのことから、自治会Dにおきましては、

自治会員の中には本事業に反対の方もおられる状況と考えております。

自治会Eです。説明会では、事業内容に関する質問、意見があり、回答いたしました。事業自体に明確に反対するような意見はございませんでした。意見書の提出がありまして、その内容は、事業内容や地域振興に関する質問、意見で、見解書や参考回答書において見解を回答しました。なお、意見書において事業自体に反対するような意見はありませんでした。再意見書の提出はなく、見解書及び再見解書の縦覧後の問い合わせもありませんでした。地域振興については、要望が示され、委員会が設置されており、協議を行っているところです。これらのことから、自治会Eとしましては、おおむね理解が得られたと考えているところでございます。

自治会Fです。説明会では、事業内容に関する生活環境保全上の見地の質問、意見のほか、事業に反対することを前提にしたような生活環境保全上の見地以外の質問、意見もあり、回答いたしました。また、事業自体に明確に反対する意見もありましたが、賛成の人もいるとの意見もありました。また、説明会において明確な質問、意見を述べた方は8名程度でございました。意見書の提出はありましたが、自治会の総意ではなく、一部の自治会員の意見をそのまま提出されたとのことでした。当該意見書の内容は、説明会における質問、意見と同様のものが多く、改めて見解書及び参考回答書において見解を回答したところでございます。なお、当該意見書においては、提出者17名のうち14名から事業自体に明確に反対する意見がございました。再意見書の提出もございましたが、意見書と同様、自治会の総意ではなく、一部の自治会員の意見をそのまま提出されたとのこと、再意見書は意見書と同様の内容または同様の内容をより詳細に質問する内容等で、再見解書及び参考再回答書において改めて回答いたしました。なお、当該再意見書において提出者5名のうち3名から事業自体に明確に反対する意見がありました。地域振興については、こちらの自治会からは要望は示されておりません。以上のことから、自治会において理解が得られた方と事業に反対する方がおられる状況であると考えております。

なお、先ほど実施状況報告書提出後に自治会Fの会員の方から意見書が提出されたと申し上げましたが、自治会としてではなく、会員の方3名から直接意見書の提出がございました。その内容は、センターとして既に基本的な見解をお示ししている事項と同様の内容であると認識しているところでございます。

次に、自治会以外の関係住民の方について、まず、居住者でございます。居住者の方からは、意見書の提出はなく、見解書及び再意見書の縦覧後の問い合わせもありませんでした。このことから、おおむね理解が得られたと考えているところでございます。

事業者です。説明会では、質問、意見はありませんでした。個別説明におきましては、事業内容についての質問、意見があり、回答いたしました。処分場の点検方法や万が一の際の対応について、書面提出の要請はありましたが、反対するつもりはない旨の発言がございました。事業者からは、意見書の提出はなく、その後の問い合わせ等もありませんでした。これらのことから、おおむね理解が得られたと考えています。

農業者です。説明会では、質問、意見はありませんでした。1件、意見書の提出があり、その内容は事業内容に関する質問、意見で、見解書において見解を回答いたしました。意見は、事業自体に反対するような意見ではございませんでした。再意見書の提出はなく、

見解書及び再見解書の縦覧後の問い合わせ等もありませんでした。これらのことから、おおむね理解が得られたと考えているところでございます。

最後に、水利権者です。1件、意見書の提出があり、その内容は、事業に反対することを前提とした質問、意見で、見解書及び参考回答書において見解を回答いたしました。意見者からは再意見書の提出もあり、その内容は、意見書と同様の内容または同様の内容をより詳細に質問する内容でございました。再見解書及び参考再回答書において改めて見解を回答したところでございます。先ほど申し上げましたとおり、この方から、実施状況報告書を提出した後になりますが、再見解書に対する意見書が提出されております。その内容は、センターとして既に基本的な見解をお示ししている事項と同様の内容であると認識しているところでございます。そのほかに水利権者から意見書の提出はなく、見解書及び再見解書の縦覧後の問い合わせ等もありませんでした。これらのことから、1名、事業に反対される方がいらっしゃいますが、その他の水利権者についてはおおむね理解が得られたと考えているところでございます。

以上が関係住民の理解に関するセンターの見解でございます。

周知の実施状況の説明は以上でございます。

**○尾沢議長** 続きまして、伊木市長の説明を求めます。

伊木市長。

**○伊木市長** 冒頭にも申し上げましたが、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の事業計画に係る実施状況報告書につきまして、鳥取県から本市に対し意見を照会されております。この回答案につきまして、担当の部長から説明をさせます。

**○尾沢議長** 長井市民人権部長。

**○長井市民人権部長** そういたしますと、本市の実施状況報告書についての意見について、回答案を御説明申し上げます。資料2に本市の回答案をお手元にお配りしております。

事業主体が鳥取県に提出した実施状況報告書につきまして、記載された内容を確認いたしますとともに、関係自治会と意見書を提出された関係住民の皆様には状況の聞き取りをいたしました。聞き取りの内容につきましては、回答案の別紙のとおりでございまして、事業計画について、一部の自治会内に理解を得られていない方がいる状況でございましたので、その旨を回答文に記載しております。

こうした状況を踏まえまして、今後、県の条例に基づく意見調整等が行われる場合にあっては、関係住民と事業主体の相互の意見及び見解の理解促進を図っていただくとともに、鳥取県廃棄物審議会の意見を聞きながら手続を行っていただくようお願いいたしますとともに、関係住民への説明会、関係住民から提出されました意見書、再意見書においてさまざまな御意見があったものと考えておりますので、専門家で構成される鳥取県廃棄物審議会の意見を聞くなど、施設の安全性について十分に確認していただくよう要請するものでございます。

なお、このたびの事業計画については、関係住民以外の地元関係者においても事業計画に対する懸念や不安の声があり、また、反対の意を表明されている方々もおられますことから、事業主体に対し地元関係者に対して丁寧に対応することを助言していただくようお願いするものでございます。



説明は以上でございます。

○尾沢議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光議員。

○土光議員 まず、資料の中で、別紙2の中で説明会関係一覧表の中に関して質問をします。

この中で、一番下のところ、平成29年2月7日に開催されたことに関して、参加人数2名と書かれています。これ、前回の全協でも私は指摘をしたのですが、この2名というのは、前回の全協で私が指摘した内容は、1名はこの関係者ではないのではないかと、そういった指摘をしました。きょうもこの報告では2名というふうにはっきり書かれています。つまりこの2名というのは条例上に基づく関係者に該当する2名だというのは間違いない、確認をされているということでしょうか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 この説明会の当日におきましては、おいでになられた方に対して、半径500メートル範囲内の中で農業をやっていますという、このあたりでやっていますというお話がございましたので、それ、私も直接聞きました。ですので、この方は関係住民だというぐあいに判断して、お入りいただいたということでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 今、半径500メートルの中で農業をやっているという確認はしたと、そういうことですか。これ、1名は農業者じゃなくて事業者ではないんですか。ということでしょうか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 農業者の方1名と事業者の方1名でございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 ですよ。2名とも農業者ではない。1名は事業者、1名は農業者。この1名の農業者に関して、これ、当然入るときに氏名書いてますよね。そうすると、この2名がセンターとしては誰かというのはもう特定できているはず。私は前回、全協で、この農業者に関して、この方は違うのではないかと、それは本人に私は直接やりとりした結果、この方は違うのではないかと指摘をしたのですが、それに関して確認をされて、間違いないというふうの確認されているのですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 当日、この方がこのあたりで農業をしておっしゃいましたので、それ以上の確認はしておりません。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 それはおかしいでしょう。私は指摘をしました。これは私もこの1名の方、多分センターが把握してる1名と私がこの方ではないかと思っている方は同じ人だと私は思っています。その方に直接私は話をして確認しました。これは前回の全協でも言ったことですが、その方に聞いたところ、この産廃計画に興味があって出かけていった。入ると

きに聞かれて、私は農業をしている。それは言っている。農業をしている。ただし、その該当地域でしている、そういうふうには言っていないし、その方は、再度確認したところ、自分の農業しているところはセンターが示しているこの部分ではないというふうにはっきり当人が言っています。だからこの1名は明らかにこの関係者ではないはずなのですが、そういう指摘をしても、センターとしては、これ確認しようと思えば確認できますね。氏名、特定できているのだから。それをなぜしないんですか。それをしないままこういった公の文書に2名と書くのは、これは明らかにおかしいでしょう。

(「2と1は大きな違いだよ。」と傍聴席から声あり)

**○尾沢議長** 御静粛にお願いします。

瀧山理事長。

**○瀧山理事長** 当日、説明会、傍聴の方もいらっしゃいましたけども、この方に対しては、地図を広げて、このあたりでしょうかというぐあいに確認して、大体このあたりですねと言われましたので、それは私も確認いたしました。ですから、この方、農業者ということでお入りいただいて、説明した。

それから、説明会参加人数でございますけれども、参加者ですけども、入っていただくのを拒否する、狭めるのではなくて、自己申告でそうおっしゃいましたので、入っていただいたというところでございます。

**○尾沢議長** 土光議員。

**○土光議員** 米子市にお伺いしたいのですが、米子市はこの実施報告書、県から送付を受けて、これに関して事実と相違がないかを含めて米子市としての検証というか、確認をしているはずですが。米子市として、この2月7日、関係者が2名の参加だというのは、米子市もそのように確認をしているのですか。

**○尾沢議長** 生田環境政策課生活環境係長。

**○生田環境政策課生活環境係長** 実施状況報告書の内容確認についてのお尋ねでございますので、答弁いたします。

2月7日の説明会につきましては、2名の方が参加されておられたということは米子市としても確認はしておりますが、個人の特定までは行っておりませんので、議員御指摘のところまでは私どもは把握はしておりません。以上でございます。

**○尾沢議長** 土光議員。

**○土光議員** 実はこの方、とにかく興味があるから出かけて行って、農業者というふうに言うと、名前を書いて、多分センターは自分がこの条例上の関係者であると思っているみたいというふうには私は聞いています。ただ、自分はそうではないと明確に言っています。この辺のところをはっきり確認もしないで、公の文書で2名というふうには指摘をされた後も何もしないというのは、これはセンターの姿勢としてもちょっと疑問を抱かざるを得ないのですが、その辺に関しての見解を伺います。

**○尾沢議長** 瀧山理事長。

**○瀧山理事長** 実施状況報告書として書かせていただいています。当日2名の方が関係住民ですということでお入りになったということで、参加人員2名ということで書かせていただいているところでございます。

（「確認してみなさいよ、確認を。」「確認しなさいよ。」「確認できてないんだろ。」「確認できてないことを報告しないでくださいよ。」と傍聴席から声あり）

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 確認できてないことを報告をしないでください。全くそのとおりです。これ確認はしようと思ったら、もう氏名特定できているのですぐできるはずですが。それをしないでこういった形で報告して進めようというのは、センターの基本的な考え方、進め方のスタンス、非常に疑問を持ってしまいます。こういったところでも地元住民の不信感というのが生まれるのではないかと私は思います。

これに関して、例えばきょうの報告の中でこう書いてますよね。住民の理解に対する見解のところ、農業者、下に3ページとあるところかな。住民の理解に関する見解、別紙3ですね。農業者、ここに、告知の仕方は新聞広告、ホームページ、広告書において周知。ここで説明会開催と書いてますね。この説明会というのは今話をしている2月7日の説明会のことというふうに思っていますか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 説明会、そのとおりです。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 そうすると、これはもともとセンターが作成した実施状況報告書からの、一部は伏せて、コピーというか、それに基づいた文書だと思うんですけど、これ、もとの実施状況報告書、センターが直接作成したものです。そこには当然、説明会の開催、2月7日と記載されています。ちょっと私も理由がわからないからこれは聞くんですけど、それを見ると、ここの部分、こう書いてます。説明会、2月7日開催。今、センターさんも実施状況報告書の原本、コピー、お持ちなんですか。ここで、2月7日開催（1名参加）と書いています。この辺の違い、なぜこういうふうな実際の説明と、もともとの実施状況報告書の食い違いが出るんですか。ここにははっきり1名参加と書いてます。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 皆さんのお手元のほうにその実施状況、本物がないのでちょっとあれなんですけども、そのところにつきましては、農業者の欄でございますので、農業者1と書いてるところでございます。

（傍聴席から発言する者あり）

○尾沢議長 静粛にお願いします。

○高橋事務局長 もう一度申し上げます。そこは農業者の欄でございますので、先ほどありましたように、農業者は1名だったというふうに先ほど申し上げました。農業者1ということでございます。

（「そんなんうそばっかりじゃないですか。」と傍聴席から声あり）

○尾沢議長 進められないので、本当に退場してください。その1名の方。何回も何回も、私、注意させていただきましたので、1名の方、とりあえず退場をお願いします。

〔傍聴者1名退場〕

○尾沢議長 改めまして、土光議員。

○土光議員 もともとの実施状況報告書では、事業者と農業者、それぞれ別々に書いて、

それぞれ1名という記述だという、そういうことですね。だから農業者に関しては1名という、それはわかりました。

私は、その農業者、これは先ほど言いましたけど、きちっと条例上の関係者というのを確認せずに1名と確定して、報告書では事業者と合わせて2名という、そういった書き方をしているのは、それは問題ではないかと思うのですが、市長、これどう思いますか。関係者2名と書いて、その1名は関係者かどうかははっきり特定できないままにこういうふうに記述がある、進めている。これ米子市としてもここに関してはきちっと確認して、もしこの書いていることが事実と異なるのだったら、きちっと米子市として指摘、訂正を求めるべきだと思うんですけど、米子市として、これきちっと確認をしますか。するべきだと思うんですけど。

(「当然、当然。」と傍聴席から声あり)

**○尾沢議長** 長井市民人権部長。

**○長井市民人権部長** 本市の確認についてというお尋ねでございます。

先ほど市のほうも説明会のほうに職員が同席をしております、その旨の人数の確認はしたというところでございます。ただ、その出席されました方の状況につきましては、センターのほうを確認されておりますので、それにつきまして、センターのほうで確認されたものについて、市としては把握しているという状況でございます。それに基づきまして、市として改めて確認ということをおこなうことはございません。

(傍聴席から発言する者あり)

**○尾沢議長** 静粛に。静粛にお願いします。傍聴席は静粛にお願いします。

土光議員。

**○土光議員** 米子市としての姿勢、非常におかしいですよ。センターは、入るときは聞いて、関係者だと思った。それは確認しているけど、実際は本人が自分は違うというふうにはっきり言っているのです。だからそれが何らかの食い違いか。だからその辺の確認は当然事業主体である事業センターはすべき、それは当然のことですよ。それはしてないというふうにセンターが言ったんですよ。米子市としてはそれは当然そこをやるように求めるべきだし、米子市自身もそれは確認しようと思ったらできるでしょう。なぜかという、事業計画書とか実施報告書、あの地域の中の耕作者は誰かというのは全部名前が出てますよね、耕作者。ですよ。私たちにはそこは伏せて公開されていますけど、個人情報ということで、でも米子市はもとの実施状況報告書、それから事業計画書、持っているはずですよ。それを見ても確認できるし、センターはその方、私は勘違いしていると思うんですけど、その方の名前は知ってます。だからその名前を聞いて、米子市としても直接確認すればいいことですよ。確認は簡単にできます。それを米子市としてしないというのはどういう米子市のスタンスなんですか。センターが曖昧なまま進めているのを黙認するということですか。

**○尾沢議長** 長井市民人権部長。

**○長井市民人権部長** 再度御質問がございました。

今回の今の説明会につきましては、条例手続に基づいて実施されてきております。これにつきましては、説明会の対象者、そこにつきましては、事業主体であります環境管理事

業センターのほうで対象者のほうに説明をされているというふうに判断しておりますので、環境管理事業センターのほうが把握されているものということで、市としてはそれに基づいて対応していくというふうに考えております。

(「米子市は何をするのよ。」と傍聴席から声あり)

**○尾沢議長** ちょっと傍聴席、本当にお願ひしますよ。退場していただきますよ、本当に。

(傍聴席から発言する者あり)

よろしいですね。傍聴席は傍聴席ですから。お願ひしますよ、本当に。再度あれば、また、退場していただくことになりますからね。

土光議員。

**○土光議員** 市長にお伺ひします。市長は、当然この計画は事業主体は事業センターなので、米子市がある意味では、そういう意味では当事者ではない。ただし、この計画を進めるプロセスをきちんと見ていく、プロセスが非常に重要だというふうに市長は言われてます。私もそう思います。今の件も当然きちっと踏まなければならないプロセスの一つでしょう。1人の農業者ははっきり確認もしないままに参加者を2人というふうに断定して報告して、次に進めようとしている。その辺を確認をきちっと、そういうプロセス、曖昧なままに進めていると思います。それは当然事業センターにそこをきちっとするように求めるべきだし、米子市自身も確認すべきことは確認すべきじゃないんですか。それを曖昧にするということですか。市長に答弁をお願いします。

**○尾沢議長** 伊木市長。

**○伊木市長** 先ほど来、いろいろお話しただいておりますけれども、まず、センターのほうで当日2名の出席があったということを確認してここに記載されていると、その事実を私たちが受けとめているということでございます。そのうちの1人が後で土光議員の調査によって対象者ではないということがわかったということではございますけれども、ということは、逆に言いますと、当日その方は虚偽の発言をしておられたということになるわけでございますが、それをそうだったとしても、説明自体はその方に対しても当日していると、あるいは意見聴取もしていると、より一層、結果的にはありませんけれども、幅広い範囲に説明をなされたということ自体は、これはこれから先の議論に対してどのような影響があるのか、そのことを我々も勘案した上で先ほど来答弁をしております。

(「曖昧はいけません。」と傍聴席から声あり)

**○尾沢議長** 済みません。傍聴席は傍聴席なので、山根さん、退場をお願いします。お願ひします。退場です。傍聴許可を取り消しますから。

(「いいかげんな問答やらないでくださいよ。」「たった2名しかいなかったんですか、500メートルの農業者。それで説明会が終わったという報告で米子市は納得するんですか。おかしいじゃないですか。500メートル、何十人もいますよ。それをたった2人で理解を得たという。おかしい。議員たちも肝に銘じて自分の意見をきちっと・・・」と傍聴席から声あり)

[傍聴者2名退場]

(傍聴席から発言する者あり)

**○尾沢議長** 静かにしてください。静かにしてください。静かにお願いします。

土光議員。

**○土光議員** 市長がなぜ今のような答弁というかお考えなのか、ちょっと理解できないのですが、一つは、この関係者、いわゆる農業者、入るときに虚偽の答弁をしたと言いましたね。それは少なくとも取り消すべきです。センターが一方的に言っているわけで、当人は、自分は農業者だと言ったら、どうぞと入った。それだけの、関係者であるとか、そういうことは言っていないし、自分はそういう認識がない。センターは、今、それこそセンターが虚偽の答弁かもしれないですよ。少なくともそういった事実を確認しないまま、その該当の人が虚偽の答弁をしたというのは取り消してください。

(「そうだ。」と傍聴席から声あり)

**○尾沢議長** 伊木市長。

**○伊木市長** 先ほど申し上げましたとおり、うちの職員が立ち会っております、2名の出席を確認をしているということでございまして、そこに2名と書いている、そのことを確認したわけでございます。

(傍聴席から発言する者あり)

**○尾沢議長** 静粛をお願いします。

土光議員。

**○土光議員** その方が虚偽の答弁をしたというふうに市長はこういう全員協議会の場で言っているわけですよ。それに関して何の根拠もなしに言うのは、これは市長の言葉です。おかしいでしょう。少なくともその言葉は取り消して、改めてきちっと調査をして、もしそうならば、そのときに言えばいい。今の段階で言うのは、市長の発言としてはだめですよ。

**○尾沢議長** 伊木市長。

**○伊木市長** 私が申し上げたのはあくまで土光議員の発言を受けてのことでございます。そこをちょっと踏まえていただきたいと思います。以上です。

(傍聴席から発言する者あり)

**○尾沢議長** 御静粛をお願いします。御静粛をお願いしますよ。

伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私のほうから少し整理して申し上げたいと思います。

今、市長が申し上げましたのは、土光議員の御指摘が本場で、かつ当然瀧山理事長さんのほうからの説明も真実だとすれば、状況が合わないということになります。そうしますと、虚偽の申し立て等があったのではないかということをお願いいたします。それは、今申し上げましたとおり、両者の言い分がそのままであればそうだということを前提にした話だということをお願いいたします。

改めて申し上げますが、当日、市の職員も立ち会っております、2名の方の参加があったというのは事実であります。ここに虚偽はないと、このように考えておりますし、今、御議論いただいております、そのうち1名、農業者の方の資格が500メーターという範囲の中の適格を満たしていたのかどうかという点について御議論が進んでいるわけですが、仮にそれが適格者でなかったと仮定いたしたとしても、この説明会の効力そのものに大きな影響があるものではないと、このように考えているところでございますので、

市としては改めてそれを確認するつもりはないということを申し上げているところでございます。以上であります。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 市長は、この農業者が虚偽の答弁をして会場に入ったというふうに言いましたよね。違うんですか。

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 今、副市長が答弁いたしましたように、2名の参加者は確認をしているというふうに申し上げました。そのところで、土光議員のほうから、1名は資格はないというお話をいただきました。そこに矛盾があるということを指摘したまででございます。先ほど副市長が申し上げたとおり、改めてこれを確認する必要はないと考えております。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 市長は、虚偽の発言をして、この誰がというのは農業者のことを言いましたよね。センターが虚偽の答弁しているというふうには言ってないですよ。そうなんですよ。私はそう聞こえたんですけど、違うんですか。違うなら違うでいいです。

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 今答弁したところでございますので、繰り返しになりますので省略させていただきます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 基本的に市長の姿勢を私は疑います。これちょっとやりとりしても進まない。非常に今の市長の発言、問題です。もう1回これ整理すると、この農業者が、当日入った農業者が関係住民に当たるかどうか。センターは当たると言っている。私は本人に確認した結果、当たらないということを本人に確認した。つまりそこに乖離があるわけです。どちらかが、誤解か虚偽の答弁か、それはわからないけど、違うわけです。だから今の時点ではどちらが虚偽の答弁をしているか、それは判断できないわけです。だからセンターにも米子市にも事実関係をきちっと調べるべきだと言っている。先ほどの担当課の答弁でも、2人入ったというのは米子市も認識しているけど、その2人のうち1人が関係する農業者であるか、そこまでは確認してないと言っているわけですから、その1人がやはり何らかの手違いで関係者としてカウントされたならば、それは当然公の文書で訂正されるべきだと、訂正されないといけないと思います。それがプロセスを重視するという意味です。という意味で、なぜこれを確認ができない、しない。今言ったように、これが2名が1名になったからといって、説明会そのものの効力、これは後でまた改めて質問しますが、直接は及ぶわけではないんですけど、事実経過の事実の報告で誤った数値、誤りかもしれない、もっと言えば誤りの可能性が非常に高いものをそのまま見過ごしてやっていく。こういうことが通れば、この産廃処分場、ほかにいろんな事実、いろんな見解、それがあります。それがもう基本的に信頼関係がなくなってしまうじゃないですか。そういったことをきちっと米子市は見ていく。そういうことは最低米子市はしないといけないことじゃないですか。再度言います。きちっとこれ確認を米子市自身もすべきだし、センターにそういったことを要請すべきでしょう。

○尾沢議長 それは要望ですか。

○**土光議員** 質問です。要請すべきじゃないですかという米子市の見解を聞いているんです。質問です。

○**尾沢議長** 米子市の見解。

伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 重ねての答弁になりますが、当日この説明会の趣旨、そして対象者というのはあらかじめ広く広告されて行われているということ、そういった前提で考えますと、入場される方にはそれを承知の上で御入場されるという責務が発生すると考えております。その責務の上で、それを御承知の上で入られたということでもありますので、センター側、この確認の状況がどうであったかということについては争点があるわけではありますが、その上で入られた方をカウントして、現実には2名の方が入場されて説明会が行われたと、この事実が記載されている。それをそれ以上、説明会の効力に関係ないのに追及する必要はないと、このように考えておりますので、米子市としては改めてこれを要請する考えはございません。以上であります。

○**尾沢議長** 土光議員。

○**土光議員** 副市長は当日の状況は余り御存じないんじゃないですか。このときは直接の関係人以外も入って聞いてます。いわゆる傍聴者もここに入ってます。だからその当人も聞きたいから、興味があるから行っただけです。それを責務があるとか、何かわけのわからない言い方。何でそんな言い方されるか……。

それからもう一つ、説明会の効力に直接影響しなければ、数字は2名でも1名でも構わない。例えばほかの一覧の数字も違っても全然構わない。それが米子市の姿勢なんですか。

○**尾沢議長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 私はそのようなことを申し上げているつもりはございません。入場に当たって関係者であるかどうかという確認、それが十分であったかどうかは別として、それを受けて農業者だということが入っておられるという事実はあると考えております。

それから、あらゆることがいかげんであるというようなことを発言した思いは全くございませんので、これははっきり申し上げておきます。

(傍聴席から発言する者あり)

○**尾沢議長** 土光議員。

○**土光議員** センターから多分勘違いされて関係人だと思われている当人の意向もあって、この農業者、名前把握していますよね、当然。私とセンターのこの話の行き違いで、ひょっとして実際把握している名前の方と、それから私が当人だと思って聞いている方がもし違った人だったら、それはちょっと私のほうもこの食い違いが出るのは当然だと思います。当人も、自分が関係者としてカウントされるのは非常に不愉快だというふうに、そういう意向を持っています。だからきちっと、もし関係者としてカウントされてないんだったらそれはいいし、関係者とカウントされて2名と書かれるのは非常に不愉快だと、そういう意向をお持ちです。だからぜひ確認してほしいという当人の意向を受けています。ということで、センターにこれ誰ですかと名前聞いても当然言わないと思いますけど、私は当人の了解を得ているので、センターが把握している農業者、関係人だと思っている農業者、この方の名前はヨシオカさんですか。イエスカノーでいいです。ヨシオカさんですか。



○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 それをお答えすると個人情報のあれですので、お答えは差し控えさせていただきます。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 いや、当人は構わないと、こういった場合ははっきりしてほしいと言っているの、もしイエスだったら、個人情報云々だけど、当人が構わないと言っているから問題ないと思います。ノーだったら何にも問題ないですよ。この方、ヨシオカさんというふうにセンターは把握しているのですか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 その御本人さんから公表してもいいというふうに直接お聞きしたわけではございませんので、この場での回答は差し控えさせていただきます。

○尾沢議長 土光議員、質問を変えてください。

土光議員。

○土光議員 これ以上やりとりしても全然進まないの、だから改めて確認します。これ、とにかくセンターは、公の報告書でこの農業者、関係人だというふうに断定して2名と書いてます。ところがその1名は、私が多分カウントされていると思われる方から聞くと、そうではないと本人が言っています。本人は、カウントされているとしたら非常に不愉快、不快だというふうにも言っています。そういった状況もあります。それから、公の文書で人数きちっと確認できるのをしようとしな。そういった姿勢でほかのことも進めるようなセンターでは非常に不信感が募ります。そういったことがあってもセンターはしようとしな。というのは、これからも本当にセンターがこの産廃処分場の計画をやっていく資格がある団体かどうか疑わざるを得ないということを指摘します。

それから、米子市に関しても、米子市にできる、安全・安心を守らなければならない立場の米子市がそういった曖昧なままで進めていることに関して、何も米子市自身もしようとしな、センターにもそこを明確に要請しないというのは、米子市の姿勢としても非常に市民から見ると不安が募ります、というふうに私は思います。それに関して、市長、改めて見解をお聞かせください。

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 議員さん個人の見解につきましてはそのように受けとめますけれども、私どもといたしましては、再三答弁をしてきましたように、この説明等の有効性等々、人数が2名であったか1名であったかということについては、事実に基づいて報告書を書いているというふうに認識しております。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 この2名か1名かはこれ以上ここで言っても進まないの、米子市の姿勢、センターの姿勢がそういったことだということを確認せざるを得ないということで、非常に残念な気が私はします。だからこの2名、1名に関しては一応ここまでにします。

この説明会で、まず、関係の農業者、事業者、対象者は、約で構いません、どのくらいいるのですか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 大変申しわけございませんが、ちょっと数字は今把握しておりません。  
(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 10名か50名か100名か、その辺の大まかなとこの把握もして、わからないんですか。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 手元に名簿自体はございますが、100か数十か数百かということになりますと、100以上、相当の、200、300というような数字になろうかと。ただ、これは延べでございますので、実人数というのはまた別のことでございまして、500メートル以内に農地がそれだけございますので、それだけの所有者の方が、農業者の方がいらっしゃるということでございます。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 傍聴席は御静粛にお願いしますよ。静粛にお願いしますよ。  
土光議員。

○土光議員 対象者は少なくとも100名以上はいるはずの説明会だった。これに実際に参加したのは公称2名、実質1名だと私は思っているんですけど、公の数字は2名。これ、非常に参加が少なかったことに関して、センターとしてはどのような見解をお持ちですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 説明会の参加者が非常に少なかったということですが、この範囲の農業者の方でございますが、自治会に加入されていたり、そちらのほうで説明されたと、そのようなこともあるかと思えます。周知については新聞広告ですとかセンターのホームページ等で十分周知させていただいたと思っております。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 具体的な周知としては、新聞広告、新聞に載せた。それからホームページ。これ以外に周知に関して何かやられているんですか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 そのほかに、説明でも申し上げましたとおり、広告書を縦覧場所に張りつけておりますし、そのほか、自治会には回覧もお願いしたところでございます。

(「対象者に案内は出してない・・・」と傍聴席から声あり)

自治会にはそういう回覧もお願いしたところでございます。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 静かにしてくださいよ。

土光議員。

○土光議員 だから周知としては、新聞に載せた。ホームページに載せた。それから、縦覧したと言ってますけど、じゃあその縦覧しているのはどうやって知るのか。多分新聞とかホームページですよ。それから、自治会の回覧といっても、この関係者などでほかの関係自治会以外の方もおられるはずですよ。そういったところの自治会にも縦覧をしたので

すか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 説明が少々言葉足らずだったようですが、関係の6自治会には回覧をお願いいたしました。

それから、知る方法といたしましては、先ほど言いましたように広告書を張りつけておりますので、そういうことでもごらんいただいたというふうに考えております。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 そういった周知をしたにもかかわらず、当日の参加が括弧つきの2名だった。この結果についてはどういうふうに認識されてますか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 どう考えているかという御質問でございますけども、結果として2名、農業者1名ということで、参加は少なかったわけでございますけども、農業者の方は自治会員、6自治会の会員の方は6自治会の説明会のほうに参加していただくような形で説明会もさせていただいておりますし、そういうことで、そちらのほうに行かれた方もかなり農業者としてはおられるんじゃないかなということでございます。

それから、先ほど参加者100名以上というようなことも申しあげましたけども、これは延べの数字でございますので、実として何人おられたかということも、十分そこはちょっと把握できてないんですけども、そういうこともあろうかと思えます。

いずれにしても、センターといたしましては、広告なり回覧なり新聞広告なりで周知を図りまして、皆さんに参加していただけるよう周知し、説明会の実施が周知できるようには対応してきたというふうに考えているところでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 周知の報告に関してもう一つ言いますと、これ、こういった周知の仕方、新聞、ホームページ、それから日時の設定も平日の昼間ですよ。そういったやり方ではなかなか来ることが難しい方が多くいるんじゃないか、住民団体からこういった周知の仕方、こういった日時設定ではなかなか参加できない人が多いんじゃないかという、そういった指摘は受けていますよね。それを承知で開催したというふうに理解していいですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 周知の方法につきましてですが、事業計画を県に昨年11月30日に出しましたと申しました。そのときにあわせて、どういう周知方法を行います、農業者に対しては縦覧ですか広告とか行いますという周知計画も含めて報告させていただいたところでございます。それについて、県からも特段の御意見がなく、それでさせていただきました。

また、具体的な日時については、農業者、事業者の方でございますが、農業者の方、平日か休日かというよりも、天候等でございます。2月ですと農業的には比較的時間的には余裕があるのではないかなと、それから、事業者の方については、やっぱり勤務時間中においていただくのが適切ではないかということで、私どもは平日にさせていただいたところでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 センターはそういうふうと考えて実施したら、実際は参加者は括弧つきの2名だった。そういった事実だということです。じゃあ100名以上の対象者がいる中で、参加者は括弧つきの2名。これ、参加しなかった方に関しては、センターとしては、この計画、理解しているというふうに判断するのですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 実施状況報告書にも書いてございます。産廃処分場の計画につきましては、かなりマスコミ等からも出ております。それから、その事業計画の内容につきましては、現在も当センターのホームページ等にも掲載しております。農業者の方から直接の問い合わせ等については今のところございませんでしたので、我々としましては、農業者の方、おおむね理解が得られたのではないかといいながら考えているところでございます。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 センターのそういった姿勢、やり方が必要以上に地元住民から不信感を買って、反発を受けているのだと私は思います。この例にしても、周知、私は不十分だと思います。というのは、その気になれば、関係の農業者、事業者、この方を全部、名前は特定できますよね。だから、直接郵送でお知らせすることは可能なはずですが。それをしなくて、単に新聞に載っけて、ホームページに載っけて、来ない人は理解は得られたんじゃないかというふうなやり方をすると不信感を買われるのではないですか。私はそう思うのですが。

(傍聴席から拍手)

○尾沢議長 静かにお願いします。

(「だから・・・せずに載せなかったんだ、最初から。」「みんなに知られたら困るからだろう。」と傍聴席から声あり)

退場していただきます。係の方、お願いします。再度もう申し上げておりますから。もう出てもらってください。進めれません。

(「ごみ箱にされていいだ、淀江町民は。独立したほうがええで。米子市のごみ捨て場に・・・」「本当だ。」「・・・水道局は米子市には水が行きませんからと言って、淀江町には行っても米子市には行かないという、そういう解釈をとられてもおかしくない、そういう米子市の体質が悪いんじゃないですか。」と傍聴席から声あり)

[傍聴者1名退場]

瀧山理事長。

○瀧山理事長 農業者の方でございませうけれども、我々としましては、農地の地番はわかります。それから、農業者の方はわかるんですけども、その地番の方はわかるんですけども、その方がどこにお住まいかというのがちょっと不明ですので……。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 静粛にお願いします。

○瀧山理事長 案内の文書は出しておりません。

ただし、事業者の方については……。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 静粛にお願いします。

○瀧山理事長 事業者の方については案内文書を出させていただきました。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 耕作者の氏名はわかってますよね。でも住所がわからないから個々に郵送、お知らせはしなかった。そういったことなんですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 そのとおりでございます。そのために広告をしたということでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 私はその気になればわかるんじゃないかと思うんですけど。例えば、ちょっと話は、ずれるけど、地権者、ここでこの土地は誰が耕作している。その地権者の、多分センターは民間の地権者にはこの計画を進める上でいろいろ接触をしていると思います。その地権者、多分特定できて、会いに行ったり、住所も多分わかってますよね。だから当然この耕作者、耕作地とその耕作者がわかれば、当然その方の連絡、その気になればお知らせする方法はあるんじゃないか。そこまで要は必要がなかった。結果的に、対象者は100人を超える対象者なのに、1名、括弧つき2名しか参加しなかった。それをもって、センターの聞き取り概要で、特に反対の意見とかなかったから、おおむね理解は得られたと思っっているというふうにやっていますね。つまり、これは繰り返しになりますけど、説明会、私に言わせれば、できることをきちっとしないで、だからこれ、この説明会があったことを知らない農業者、少なくともいます。それはほかの説明会のやりとりの中で、自分関係者だけど、この日にこんなことがあるのは知らなかったという発言があったはずですよ。そういったやり方をして、少なかって、少なければ当然意見はその方以外は出ません。それをもって理解は得られた。そういうやり方で進めるのは問題だと思いませんか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 説明会もですけれども、説明会を行い、それから事業計画自体も縦覧、それからセンターのホームページにも掲載して、現在も掲載しているところでございます。説明資料、わかりやすい資料についても現在も張りつけているところでございます。そのようにして周知させていただいておりますし、それから、先ほど何回か申してはありますが、耕作者、近隣の耕作者ですので、関係自治会の方もかなり多かったのではないかなというぐあいに考えているところでございます。以上です。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 米子市に、今のやりとりで、米子市としての見解を聞きたいんですけど、私が言っているのは、周知不十分なままにして、参加者は非常に少ない。100人以上の対象なのに事実上1人しか参加してない。そうすると、意見はなかなか出ませんよね。知らない人は意見の言いようがない。それをもってこのセンターの実施状況報告書で、以上のことから、おおむね理解が得られたと考えているという見解を出しています。米子市、これ認めるんですか。

○尾沢議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 環境管理事業センターからの実施状況報告書についてでございますけれども、環境管理事業センターがこれまで実施されました説明会、それから意見書、

見解書のやりとり、そういうものを含めまして、こういう判断をされたものというふうに理解をしております。本市としましては、県のほうが今後どのような判断を示されるのか、それについて見守っていきたいというふうに考えております。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 お静かに。

土光議員。

○土光議員 今の答弁は、やっていることを見守る。で、県が判断するでしょう。きょうの全員協議会の趣旨は、こういったこれまでセンターがやってきたという実施状況報告書、これに関して、米子市としてどう思うかの意見をまとめる場ですよ。今のようなスタンスだったら何にもきょうの開催の趣旨とは食い違うじゃないですか。もしやり方とか何か、まだまだ米子市にとって不十分だと思う点があれば、それはきちっと意見として県に述べるべきだと思うんですけど、部長じゃなくて市長、答弁をお願いします。

(「市長。」と傍聴席から声あり)

○尾沢議長 お静かに。お静かにお願いします。

伊澤副市長。

○伊澤副市長 私のほうからお答えしたいと思います。

本日の全員協議会は、改めて申し上げるまでもございませんが、条例の手續にのっとり、環境管理事業センターから提出された実施状況報告書の、その内容について確認をするため、そしてその確認について意見を求められていることについてのものがございます。

先ほど来、議員のほうから説明会の実施に当たっての周知の仕方についての御議論が進んでおりますが、先ほど来、環境管理事業センターのほうからも御答弁ありましたが、あらかじめ定められた周知方法、それが十分であったかどうかということは御意見があるところだとは思いますが、あらかじめ定められた周知方法にのっとり行われた説明会であると、このように考えておりますので、私どもとしては、この説明会の有効性について、特段の意見を申し上げるつもりはございません。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 私、説明会の実は有効性も半分疑問は持っているのですが、そのことを言っておるのではなくて、それから、周知は不十分だというのは明らかです、結果を見れば。対象者が100人以上なのに、1名もしくは2名しか参加が得られなかった説明会。それは当然周知の仕方が不十分です。ほかの関係自治会で聞いているから大丈夫だろうみたいな、それは単なる手前勝手な類推にすぎません。不十分だというのは、もうこれは議論の余地はないと思います。

ただ、それだけではなくて、それをもって意見がなかったから理解が得られたというふうに判断するのはいかななものかな、そういったセンターの姿勢はおかしいんじゃないかというふうに米子市も思いませんか。

(「市長。」「市長が答えなさいよ。」と傍聴席から声あり)

○尾沢議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 センターの姿勢ということの御質問であります。本日は、重ねての答弁になりますが、あくまでも条例手續にのっとり、実施状況報告書の記載内容について御

議論いただくものでございます。そのように考えておりますので、市としてセンターの姿勢ということについてお答えすることは適当でないと考えております。以上であります。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 傍聴席は静かにお願いします。

土光議員。

○土光議員 じゃあちょっとだけ聞き方を変えますね。このきょうの実施状況報告書の3ページ、農業者のところで、センターの見解として、以上のことから、おおむね理解が得られたと考える。これは経過はやりとりしたとこで、こういった経過で、センターとしては農業者に関してはおおむね理解が得られたと考える。こういう見解を出してます。これを米子市は認めるのですか。

○尾沢議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 こちらの事業センターから提出されました実施状況報告書の記載についての確認がございました。本市といたしましては、実施状況報告書の回答ということでまとめておりますけれども、この中で、米子市の確認した状況の中で回答させていただきたいというふうに考えております。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 きょうのやりとりを参考に米子市の意見をまとめるわけですね。だからこれに関してセンターはおおむね理解が得られているというふうに言っているのですが、こういった経過でこういう結論を出している。それを米子市としてもよしとするのですか。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 再三答弁させていただいておりますけれども、形式的にも手続上きちっと手続に従っているということである以上、我々はこれを認めるということでございます。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 御静粛にお願いします。御静粛にお願いします。

(「何を認めるだ。」「形式だけ。内容は。」と傍聴席から声あり)

そこでの御意見は受けられません。

(傍聴席から発言する者あり)

じゃあ退場してください。どうぞ。

[傍聴者1名退場]

(「少なくとも議員の意見ぐらい聞けよ、・・・」と傍聴席から声あり)

どうぞ。退場をお願いします。

退場されますか、そちらも。議場です。

[傍聴者1名退場]

○尾沢議長 申しわけありませんが、やはり議員と関係者とのスムーズなやりとりというのは必要なので、そこにやじだとか大声だとかというふうなことは、これは控えていただかないといけませんので、そのことはもう入り口のところで確認させていただいておりますから……。

(「言う場所をつくってください。」と傍聴席から声あり)

じゃあ結構です。退場してください。もうそこに座っていらっしゃるのに、そういう意見を述べていただく場ではここはないので、傍聴席なので、退場をお願いします。

[傍聴者 1 名退場]

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 今回の市長の答弁を聞いて、ちょっと私も愕然としました。形式上きちっと手続踏んでいれば、内容は関係ない。一言で言えば、もうそれで構わない。それが米子市の姿勢であったら、米子市民は不幸ですよ。やはり形式をきちんと守ることは大切です。ただ、その形式だけ守っても、内実、それをはっきりさせるために私は今いろいろやりとりをしたつもりです。そのことを全く耳に入れないで、形式さえ、法令上に形の上で基づいていたら進めていい、何も問題はないというふうな認識を持つという市長の発言、ちょっと耳を疑う、私にとっては耳を疑う発言。もう少し市民に寄り添った形できちっと米子市民の思い、考えを受けとめてほしいと思います。そういった市長であってほしいと思います。

(傍聴席から拍手)

ちょっとこれに関しては、もう話が進まないで、これに関してはここで打ち切ります。次のことに移ります。

この実施状況報告書で、ここでは、自治会 F と書いているところ、関係住民に対する聞き取り概要、自治会 F、これは下泉自治会です。これは余談ですけど、なぜ米子市、センターの資料か米子市の資料か知らないけど、自治会名を伏せるのか。これだけ見ても市民は不信感を持ちます。伏せる理由は全くありません。自治会 F、これ、下泉です。ここで、3行目、こういう記述があります。賛成の人もいるとの意見もあったと事業センターは書いています。説明会の場で、賛成の人もいるとの意見もあった。これ具体的にどういった発言、どういった意見だったんですか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 ここに記載しているとおりでございますけども、この自治会の中には少なからず賛成の方もいるというふうな発言がございました。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 確認しますが、この説明会の場で、参加者が賛成の人もいるという意見、つまり意見だから、参加者が事業センターに対して、反対の人もいるかもしれない。それは枕言葉で、賛成の人も少なからずいますよという、そういった発言がセンターに対してあったということですか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 参加者の方からそういう発言があったということでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 ちょっとこれ重要なので、センターに対してそういった発言、これ発言があったから、当然これ説明会だから、発言はセンターにするもので、センターに対してそういった発言があったということですね。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 その説明会の場で参加者の方が発言されておりますので、センターに対



して発言というか、その会場に参加されている方皆さんにわかるように発言されたものだというふうに考えております。

**○尾沢議長** 土光議員。

**○土光議員** つまりこの報告書では意見もあったと書いてありますけど、これ読むと、参加者が少なからずは賛成の人が自治会にいますよとセンターに伝えたというふうに当然読めます。ところが確認してみるとそうではないんですよ。これはちょっと米子市のほうにも、これ、この説明会、米子市、同席しているはずですよ。米子市、こういった事実を確認してますか。

**○尾沢議長** 生田生活環境係長。

**○生田環境政策課生活環境係長** 御答弁申し上げます。

議員御質問の説明会に関しましては、ただいま手元に資料等ございませんので、明確な答弁はできかねますが、米子市がこの自治会の状況を確認した聞き取りにおきまして、それにつきましては本日の資料2の別紙のほうに記載のとおりでございます。

**○尾沢議長** 土光議員、あとどれぐらい質問があるんですかね。他の議員にも質問のチャンスを上げたいなというふうに思うんですが。

**○土光議員** あと項目としては今のを含めて2つの項目です。時間がどのくらいかかるかは答弁次第です。

**○尾沢議長** そうですか。

どうぞ。

**○土光議員** 私、ちょっとここにこだわるのですが、米子市も同席しています。今、手元に資料がないから明確に答えられないということで、それはそうかもしれません。これ、米子市は同席して、きちっと各説明会の報告書をつくっています。丁寧に私はつくっていると思います。議事録に近いような形でそれぞれの発言を書いています。私は手元にその米子市が作成したこの日の報告書ありますが、これを読む限り、そういった発言は出てこないのです。なぜですか。

**○尾沢議長** これについての回答は、御返事は。こちらのほうですかね。

では、土光議員、もう一度同じ質問をしてください。

土光議員。

**○土光議員** まず、米子市に、手元に今資料がないということで、断定的には答えられないかもしれませんが、これは私が持って、読んでいるので、事実として、米子市の当日の報告書、議事録に近い形で発言がずっと記載されています。その中にはセンターが言っている賛成の人もいるという意見もあった。これに該当する発言が見つからないのですが、これに関して、つまり米子市としてはこういったセンターの見解がそのとおりかどうか、当然確認をこれまで作業としてしているはずだと思います。それをもとに意見をまとめるわけですから、この実施状況報告書が妥当なものか、誤りがないか、だから当然こういった賛成の人もいるという意見があった、下泉の説明会、これがもしセンターが書いていたんだとしたら、米子市としても実際説明会に同席していたわけですから、この事実を当然確認すべきだと思います。少なくとも報告書を見る限りはそれに当たる箇所が出てきません。米子市として、このままこのセンターの見解を認めるというのは、私は不適切だ

と思うのですが、いかがですか。

○尾沢議長 生田環境政策課生活環境係長。

○生田環境政策課生活環境係長 失礼しました。御答弁を申し上げます。

本日の米子市の実施状況報告書についての回答案についてのほうで説明させていただきます。

まず、環境管理事業センターが作成しました実施状況報告書につきましては、周知の対象とした地域、これは図面等が添付されております。それから、広告及び縦覧に関する事項、これにつきましても一覧表等が添付されておまして、写真等も実施状況報告書には添付があったということでございます。それから、説明会につきましては、先ほどセンターのほうから説明がございましたとおり、一覧表などが記載されておりましたので、そういった事実関係の確認をしております。

それから、お尋ねのセンターの見解の部分でございますが、これにつきましては、回答文の3行目のところでございますが、関係住民の状況については、関係6自治会並びに意見書を提出した農業者及び水利権者に対して本市が聞き取りを行ったということでございますので、センターの見解を認めるか認めないかということではなくて、そこの部分は米子市としては関係住民の方にヒアリングを行って、県の回答文書につけているというところでございます。以上です。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 私の言っているのは、センターの見解に関して言っておるわけじゃなくて、センターは事実としてこの説明会で賛成の人もいるという意見があったという事実を書いているわけです。この事実が不確定。ちょっと確認できない。米子市の文書を見る限り、報告を見る限りは確認できないので、それに関して、じゃあ米子市はこの記載、これはセンターの見解ではないです。事実です。この説明会の場でこういった意見があったというふうに書いているけど、米子市もそれを受け入れる、事実として認めるのですか。当然これも確認しないとイケないと思いますけど。

○尾沢議長 生田生活環境係長。

○生田環境政策課生活環境係長 繰り返しの答弁になりますけども、本日の資料の別紙3、住民の理解に関する見解といたしますのは、環境管理事業センターの見解でございます。これにつきましては、米子市としましては、関係住民の方にヒアリングを行い、県に回答するというところでございます。以上でございます。

○尾沢議長 ちょっと違うような感じがしますがね。その回答でよろしいですか。

土光議員。

○土光議員 それこそ先ほどの形の上でのプロセスを踏んでいけば問題ないという、それに沿った答弁だと思います。

じゃあセンターにお聞きしますが、センターはとにかくそう書いているんですね。で、発言があったというふうに今言いましたよね。ところが米子市の報告書は、センターが見ているかどうかわかりませんが、それにはそれに該当する記載がないのですが、それに関しては、センター、何か心当たりがありますか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 その米子市さんがまとめられた資料というものを当方確認しておりますか、持っておりますので、それがどういうふうに記載されているのか、また、米子市さんがどういうふうにまとめられてるのかということについては、センターとして見解を申し上げることではないというふうには思っております。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 読んでないと。ところが、実施状況報告書でもセンター自身が各自治会の説明会の、要はどういったやりとりがあったかというのを簡潔にまとめています。これは議事録というよりも議事録要旨、ただし、参加者が何を発言した、事業者が何を発言した、センター自身もまとめています。これは実施状況報告書に入ってます。この中にセンターの説明書の報告書、議事録みたいな形で書かれているのに、参加者がそういう発言をしたというふうに明確に書いてます。ところが米子市のこの同じ報告書で見ると、それに該当する箇所が見当たりません。この辺はやっぱりきちっと事実関係を調べないと、それを前提でこの下泉自治会の理解状況、合意状況がこうだというのは、私はそれこそ手順をすっ飛ばしている。きちんとそこは事実関係をまず確認をすべきだと思います。センター、再度、そういった事実、確認すべきだと思いますけど、どうですか。それから米子市に対しても、その辺のことは曖昧なまま進めるのはやはりおかしいのではないかと思います。これに関してもセンター含めてきちっと、そういった発言があったのか、もしあったとしたらどういった発言だったのか、このセンターが書いているとおり、そういった意見があったというふうに記載してもいい発言だったのか、そこはやっぱりきちっと調べないといけないと思うんですけど、いかがでしょうか。それぞれセンターと米子市にお聞きします。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 我々、実施状況報告書、ここで書いてます。説明会でこのような発言があったと承知しておりますので、そのような御発言があったということで、そのような意見があったと記載しているところでございます。

○尾沢議長 生田生活環境係長。

○生田環境政策課生活環境係長 答弁かわります。

○尾沢議長 長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 本市の確認についてでございますけれども、各自治会のほうに伺いまして、センター記載の実施状況報告について、口頭で読み上げまして、このとおりで間違いはないかという確認をとりまして、それに基づき、本市としては実施状況報告の回答として出したところでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 そんな曖昧なままで進めているということに関して、必要以上と言うとちょっと語弊がありますが、不信感、問題が起こるんじゃないかと思います。これ、確認しようと思えば、当然米子市、当日の記録、当然録音していると思います。音声データあると思います。センターも多分ありますよね。これに該当するところを確認すれば、そういう発言が本当にあったのかなかったのか、あったとしたらどういった場面でどういった発言なのか、それは当然簡単に確認できます。

実は、私、確認しました。音声データ入ったので。そうすると、これに類するようなや

りとりはありました。全くないものを捏造しているとは私は思いません。ただし、書き方は、実際その場でそういった発言、やりとりはあったのですが、それはセンターに対する意見として話し合われたのではなくて、自治会員同士で、要は合意形成のとり方云々を自治会員同士でやりとりした、その中でこれをにおわせるような発言はありました。音声データ聞く限りは、センターに対して、うちの自治会はこうだみたいな、発言者の見解として、そういったセンターに対する意見では明らかにありません。それをセンターがつくった実施状況報告書ではあたかもそういった発言をセンターがしたかのように議事録は書かれています。

米子市は、これに関するのが見当たらないと、私も不思議に思ったのですが、米子市は、ここの部分、きちんとかこう書いています。このやりとりの部分は、つまり説明会でのやりとりじゃなくて、自治会員同士がちょっと打ち合わせ的な、そういった内輪の話だったので、米子市は、そのこの部分の議事録は、議事録としては入れてなくて、括弧つきで、自治会員と会長のやりとりというふうな記載、その部分はそれで、要は議事録的には採用してない。それが事実です。だから米子市の書いているほうが事実です。それをもって少なからず賛成する意見があったというように書くのは明らかに不適切です。それをもって実施状況報告書、理解が得られたかどうかの材料にするのは明らかに不適切だと思います。いかがですか。

(傍聴席から拍手)

**○尾沢議長** 瀧山理事長。

**○瀧山理事長** この発言は、私どもの開催した説明会の中でそのような発言があったわけでございます。自治会員同士での御発言の中でも、このようなことがある、このようなことがあるというのは説明会の中での御発言です。説明会の中でそのように賛成する者もいるという御発言があった。これは事実でございますし、そのように私どもも認識しているところでございます。捏造をしたというようなことはございません。

**○尾沢議長** 土光議員。

**○土光議員** 私も捏造とは言っていない。ただ、都合のいいとこだけをあたかも、読めば実際とは違うような、都合のいいとこだけを取り上げて、それでこの計画を理解が得られたかどうかを含めて進めようとする。やはりそういったセンターの姿勢を見ると、非常に私は不信感を持ちます。きちっと、同じ計画を進めるのだったら、その辺をオープンに、クリアにしてやるべき。そういったことをしないまま産廃処理場がつくられると、ますます不安になります。そのことだけは指摘しておきます。

それから、この下泉の状況について、センターのまとめでは、賛成の方もいる。こう書いてますよね。自治会内において理解が得られた方と事業に反対する方がおられる状況であると考えます。これはこうだと思います。これに関して、この下泉の自治会でこの計画に反対する署名がセンターにも米子市にも出されています。米子市もこの署名のことは知っていると思います。下泉は世帯数でいくと86世帯あって、そのうちの署名をした世帯は55世帯、過半数です。まず、このことは、米子市、確認をしていますか。米子市にも出したというふうに私は聞いているので、この事実に関してまず、米子市、そうかどうか確認します。

○尾沢議長 生田生活環境係長。

○生田環境政策課生活環境係長 お尋ねの要請書でございますが、平成29年10月31日付で米子市に提出されております。以上です。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 だから事実として関係自治会、非常に狭い範囲の一つ、下泉自治会は、署名という形で、過半数、一応これ世帯数で、実際署名の数は112名というふうにこの文書には書かれていますけど、もう過半数、明らかに過半数の人が反対を署名という形で具体的に表明しています。

市長、この下泉の自治会は、この計画、反対というふうに見るべきじゃないですか。賛成の方もいる。反対の方もいる。そういった曖昧な状況ではなくて、明らかに今の段階では下泉自治会は反対というふうに、自治会の総会とか、そういうところで正式に決議はされていませんけど、署名という形で過半数の人が反対を表明している。この事実は重く受けとめるべきだと思うんですけど、まず見解をお聞きします。

(「市長、市長。」と傍聴席から声あり)

○尾沢議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 重ねてのお答えになりますが、本日はあくまでも環境管理事業センターが条例の事務につとめて提出されました実施状況報告書についての意見書を市として返すためのものがございます。今の地元で行われている署名についての見解を御質問いただきましたけども、これについて、市としてそれをどう考えているかということをお答えすることは適当でないと、このように考えております。以上であります。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 御静粛にお願いしますよ。

土光議員。

○土光議員 きょうの趣旨は、米子市としての意見を県に伝える。その意見をまとめるためのやりとりですよ。意見というのは、センターがこうこうこういうことをした。センターはこういう見解を持っている。これに関しては米子市としてどういう意見があるか。だからセンターはこの下泉自治会に関して、以上のことからということで、理解が得られた方と事業に反対する方がおられる状況というふうに書いているだけです。ただ、実際は、この署名の数を見ればわかるように、下泉自治会は、少なくとも過半数の人というか世帯が反対をきちっと表明しています。ということで、下泉の状況を考える際に、センターの見解は、文字どおりそうであるというふうには米子市としては受けとめるべきではないんじゃないでしょうか。

(「市長に聞いてください。」「そうだ。」「市長。」と傍聴席から声あり)

○尾沢議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 重ねての質問でございますが、これも重ねての御答弁になりますが、条例の規定では、関係住民の範囲というのが限定されております。この場合は自治会というものが地縁団体として条例上は……。

(「市民の声を聞け。」と傍聴席から声あり)

指定されているということでございますので、その見解に対して市として必要な確認を

行って、お答えするものだということでございます。

○尾沢議長 ちょっとお待ちください。

幾らお願いしてもだめみたいで。退場をお願いします。

進めることができないんですよ。

(「市長はいつ会ってくれるんですか。うそばかり言って。市民の声を聞け。」「そうだ」と傍聴席から声あり)(傍聴席から拍手)

[傍聴者1名退場]

○尾沢議長 静粛をお願いします。

皆さん方に御相談ですが、開会してから2時間が経過しようとしておりますが、この全員協議会、午後からも行うのかどうかということを皆さん方と御相談したいなというふうに思います。

[「やりましょう。」「午後1時からもう1回。」と声あり]

(傍聴席から拍手)

○尾沢議長 皆さん方に異議がなければ、時間的に午後からも継続してやらざるを得ないということになりますね。御異議なければそのようにさせていただきます。

土光議員。

○土光議員 これに関してちょっと違う視点から、これは市長に確認します。

市長は、6月の定例議会、これは遠藤議員に対する答弁ということで、このように述べています。淀江産業廃棄物管理型処分場の関係自治会というものが6つございます。そのうち1つでも合意されなければ、本市としては合意に至っていないというふうに判断するものと考えますというふうに答弁されています。これは今でも当然こういったお考えですね。市長に確認します。

(「市長。」と傍聴席から声あり)

○尾沢議長 お静かにお願いします。

伊木市長。

○伊木市長 6月議会の答弁のとおりで、今も変わっておりません。

(傍聴席から拍手)

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 そうすると、1つでも合意されなければ、じゃあ何をもって合意にするか、それはいろいろ問題になるでしょう。今、下泉自治会に関して、過半数の反対の署名がある状態、これは当然合意されているというふうには考えるべきではないと思いますけど、そういった御認識でしょうか。

(「市長。」と傍聴席から声あり)

○尾沢議長 静粛をお願いします。

伊木市長。

○伊木市長 まず、この関係住民の合意、不合意の判断は、これは県条例に基づき鳥取県知事が行うものとなっております。本市が行った関係自治会のヒアリングにおきまして、一部の自治会の会員の皆様の中に反対意見があるということは一つの結果でありまして、その合意、不合意につきましては、県知事の判断を注視してまいりたいと考えております。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 お静かにお願いします。

土光議員。

○土光議員 もちろん条例上は最終的な、条例手続、合意があったかどうかは県が判断、それは了解してます。ただ、米子市は地元自治体ということもあって、市長が先ほど今も変わってないというふうに言われました。市長は、本市としては、つまり米子市としては、別な言い方をすると、市長は合意に至ってないと判断するというふうに言っているんです。県がどう判断しようと、それは県が判断することで、米子市の基本的な考え方は、少なくとも関係自治会の1つでも合意に至ってなければ、本市、米子市は合意に至ってないと判断するということですよ。県が判断するかどうかを今言っているのではありません。

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 これ、重ねてになるかもしれませんが、条例手続上、意見集約を図っていらっしゃる、その状況を私どもも確認をしております。今は、土光議員が言われたのは署名のことをございますけれども、そのことではなくて、あくまでこの手続の中での判断、これを今しているわけをございますので、それについての答弁に限らせていただきたいと思います。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 きょうの米子市の意見書案で、一部の反対があるとか、そういった文言がありますけど、そういったレベルではないじゃないですか。過半数の署名が下泉自治会ではある。それを一部という言い方をするんですか。

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 これも重ねてになりますけれども、手続上、図ったところ、このような状況があったということでありまして、それにつきましては県知事のほうにお伝えをすると、そのようなことをございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 米子市のこれまでのスタンスは、地元住民の声を届けると言ってきましたよね。地元住民の中には当然関係自治会の住民が入ります。地元住民の声を届ける。だから、今、条例手続上進んでますけど、米子市が県に意見を言う場、これは当然地元住民の声を届ける場でしょう。その中で、センターは、反対の人もいる、賛成の人もいるという並列的な書き方しかしていないけど、事実は、つまり署名の数を見ると、事実は過半数の人が反対している、そういう状況が、少なくとも下泉自治会に関してはこれが確認できるわけです。きちんと声を届けてくださいよ。

(傍聴席から拍手)

(「当たり前だ。」「・・・の自治会もそうだよ。過半数が反対しとったよ。署名出しとる。」と傍聴席から声あり)

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 重ねてになりますけれども、署名のことにつきましては、それはそれとして県知事には伝えております。さらにこの、さらにとというか、あくまで手続上、皆さんの御

意見を伺ったその結果についてセンターが記載しているものと理解をしております。

○尾沢議長 土光議員の質問はよろしいですか。

○土光議員 まだあります。

○尾沢議長 土光議員、区切りのいいところで……。

○土光議員 3項目あると言ったんですけど、今2項目目なんですよ。もう1項目あるので、2項目目はほぼという、私……。

○尾沢議長 ほかの議員もありますので。

○土光議員 午後があるからいいでしょう。もちろんほかの議員さんも発言を。

○尾沢議長 それでは、暫時休憩をいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○尾沢議長 休憩前に引き続き全員協議会を続行します。

土光議員。

○土光議員 じゃあ午前中の項目に加えて、あともう1項目に関してお伺いしたいと思えます。地下水関係に関してお伺いしたいことがありますので、質問します。

この地下水に関して、さまざまな議論があります。これに関して、ある自治会でのセンターの説明会でこういうやりとりがありました。参加者から、要は産廃処分場の候補地の要件、これ実はこの議会でも何回か取り上げているんですけど、以前、環境管理事業センターが、以前というのはもう数年前、鳥取県内の各自治体にこういった条件の適地はありますかという照会をしています。合併前の話です。その当時の旧淀江町は、そういった条件に合う適地はないというふうに公式回答。私は、要は淀江町時代、合併して、今、米子市ですから、その見解は米子市の見解だというふうにも私は思っているんですけど、これは余談です。

この候補地の要件の一つで、こうあります。飲用水源地もしくは飲用水源地に隣接して直上流に位置しない土地じゃないとだめという条件、そういう条件があると。今、環境管理事業センターは産廃処分場を淀江町のあの場所につくろうとしている。その場所はこの候補地の条件に合っているのか。その前提として、候補地の条件、もう一度言いますと、飲用水源地もしくは飲用水源地に隣接して直上流に位置しない土地、この条件は今でもセンターの見解として、産廃処分場をつくる時の条件としてこの条件はそうのように考えているのかという質問がありました。センターはその回答で、そういった条件、変わっていないというふうに答えています。まずこの事実関係、これ間違いないですね。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 変わっていないものでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 そうすると、今のあの場所は、この条件は満たしていないのではないかと、そういった意見、見解があります。この条件、変わっていない。で、あの場所につくろうとしている。地形的にはあの近くに淀江町で福井水源とか小波上の泉、そこあります。小波上の泉はもう500メートルぐらいの場所。そういった場所につくるのに、この条件、あの場所は満たしているという、そういうふうを考えるからこそつくろうとしてい



るのだと思いますけど、その根拠は何ですか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 今御質問にありました直上流に位置しないという御発言でございましたけども、当時、センターのほうで選定の基準を設けておきまして、放流水を放流するところの直下流といいたいまいしょうか、水源地の直上流ではないというふうな基準を設けていたところがございますので、現在の位置もその要件は満たしているものと考えているところがございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 つまりセンターのこの条件を満たしているというのは、あそこに産廃処分場ができて、排水、塩川に流れますね。その塩川に流れるけど、そこからは水源として水をとっていないからというのが理由なんですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 一つは、直上流ということで、排水は塩川に流しております。塩川は飲用水源には使っていないということが一つでございます。それから、あと飲用水源として、センターの考え方としたら、福井の水源地のほうには地下水自体は流れていないということもでございます。直接的には塩川に放流水を流しますけども、それより下流に取水源はないということでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 だからこれを満たしている理由としては、今、二つ上げられました。塩川には流すけど、そこからは飲用水はとっていない。もう一つは、福井水源のことを言われましたけど、これは多分、もし何らかの理由で漏れたとしても、産廃処分場の地下水、そこを流れている地下水は福井水源のほうには流れないからという意味ですか、今、理事長が言われたのは。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 直接的には排水、処理水の排水区域から下流部分で直接飲用水源をとっていない、塩川ですけども、塩川の飲用水源にしてないというのが一番というか、それが基本だと考えております。

また、今の水源地の話ですけども、直下がないということもございますけれども、センターの条件としては、これは絶対あってはいけないというのではなくて、絶対条件ではなかったというふうに思っております。

それから、塩川の場合は、念のため地下水から漏れたときにどうなるかというお尋ね等もございましたので、それは念のために地下水についても流れていないということを確認したということでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 今の発言、私なりに整理すると、塩川のこと、それから、今回地下水のことに関してお聞きしたいので、そのほうに絞りますけど、つまりセンターとしては、産廃処分場の下地下水、もし何らかの理由で万が一に漏れたとしても、福井水源地のほうには流れない。だから最初言った条件、飲用水源地もしくは飲用水源地に隣接して直上流に位置しないというふうに言えるのだと、そういうことと違っていいですか。はい。

実際、ある自治会での説明で、センターはそのように言っています。この条件は変わっていない。地下水に関しては、福井水源地のほうには地下水は流れないという調査結果があるというふうに断言しています。その根拠はと聞いたのは、この調査結果、いつどんな調査をして、その報告書はどのような形で議論されて、市民に説明されて、そういうふうに断言するのですか。これ、ほかの自治会の説明でも福井水源地のほうには流れないというふうにもう明確に断言して説明をしています。これはそれなりの根拠が必要だと思います。もうちょっと言いますと、少なくとも今回出されている事業計画書の中にはこれに関する記述、資料は全く入っていないですよ。もしここにあるというんだったら指摘してください。

○尾沢議長 塩谷業務課課長代理。

○塩谷業務課課長代理 福井水源のほうに流れるかどうかという御質問ですけども、センターのほうで平成26年度に地元の方からの御不安の声を受けまして、処分場の直下を流れる地下水の流向調査をしております。ボーリングを掘りまして、3カ所で地下水の水位を確認いたしまして、その地下水の水位によってどちらの方向に流れるかという推定をしております。その結果によりますと、福井水源地のほうには行かないというような結果を得ております。それからもう一つは、地下水の水質ですね、イオン成分を調べておりまして、その水質の違いで福井水源のほうには行かないというふうに判断しております。このことは、この調査結果につきましては、6自治会のほうに御説明なり文書の回覧なりで周知をさせていただいているところでございます。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 この調査の内容、調査の結果の解釈というか、こういう調査をしたからこういうふうな結果が導かれる。これに対して異論はないのですか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 このセンターの調査結果につきまして、それとは違うのではないかという御意見があるということは承知しております。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 その異論に対してきちっと説明責任、私は果たすべきだと思うんですけど。というのは、産廃処分場の設置の適地の要件として、もう1回言いますと、飲用水源地もしくは飲用水源地に隣接して直上流に位置しない土地、センターは今でもこの条件は変わってないと、今の場所の産廃処分場、この条件を満たす理由として、直下の地下水は福井水源のほうには流れないということを確認しているからという説明を実際しています。そういう見解です。ただし、その調査のやり方、調査結果に関しては、ほかの解釈、異論があるというふうに認められました。これに関して異論があれば、当然それに対してきちっと説明責任を果たさなければ、あそこは適地というふうに言えないということになると思うんですけど、いかがですか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 先ほど御説明しましたとおり、平成26年度にこの調査をしております。この方法、結果につきましては適切なものと判断しております。そのことにつきましては、

このたびの出された意見書や再意見書でもそういう御指摘がございましたので、見解書、再見解書で回答させていただいたところでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 だからその異論に対してきちっと説明責任を今の段階で果たしているというふうに思われているのですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 地下水の水源については、先ほど言いましたけど、平成26年度に調査を行いました。地下水の流向調査と地下水の水質調査をあわせて行って、これの調査についても地下水の専門家の方の御指導あるいは御相談を受けながら行ったところでございます、その先生のコメントとしましても、こちらの福井水源地のほうに流れていないというような結論については妥当であるという御意見をいただいたところございまして、我々としてはこの調査結果は正しいのではないかというぐあい考えておりますので、これを説明させていただいてるところでございます。

それから、先ほどの水道水源地の上流のところですけども、ちょっと舌足らずな説明になったかもしれませんが、直上流に絶対あってはいけないのではなくて、あった場合には気をつけないといけない……

(傍聴席から発言する者あり)

条件付きの設定というのが1点でございます。それから、直上流といいますのは、当然排水なりを流すわけですので、河川に対して排水する。その河川から飲用水をとっているかどうかということが一義的な判断だというぐあい考えているところでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 ちょっと今の、絶対あってはならないのではなくて、あった場合は気をつければいいと言いましたよね。それって、条件で、もう1回読みますよ。飲用水源地もしくは飲用水源地に隣接して直上流に位置しない土地とはっきり書いているでしょう。この条件はセンターとしても変わってないと言っているでしょう。あってはならないんですよ。ただし、あそこにつくる理由としては、福井水源地に流れないということがきちっと説明できれば、説明責任を果たせば、一応条件を満たすというふうに言うというのは、一応その論理は理解できます。気をつければいいのか、そういう問題じゃないでしょう。あってはならないんですよ。位置しない土地なんだから。だからこの条件を満たすためには、満たすというふうにセンターが言うからには、処分場の地下の地下水は福井水源地は流れないということをきちっと説明責任を果たさないといけないわけですよ。今言われたように、その調査に関して、ある専門家は妥当だと言う、そういった専門家もいるでしょう。いますよね。ただし、それを前提にしても、いや、ちょっと異論を持っている専門家もいるわけですよ。そういうことに対して耳をかさないというのは説明責任を果たしたことはないでしょう。それをしない限りは、あそこが産廃処分場の土地の要件としては成立しないというふうに私は言えると思うんですけど、いかがですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、調査段階から地下水の専門家の方にお話しし、現地の状況等から、それから現地のボーリングの3カ所、それから

地下水の水質等を調査した結果、流れてないという、そちらのほうには影響しないだろうという結論については、我々としては自信を持っているといいますか、そう考えておりますので、それを御説明していらっしゃるところでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 もちろんその調査して結論出した当事者、それからそれが妥当だと言っている専門家もいる。そこまではそうでしょう。ただし、ほかの専門家は明らかにこれに対して異論を挟んでいるわけです。鳥大の名誉教授の吉谷先生は明らかに福井水源地に流れる可能性があるとはっきり言ってます。そういった異論に耳をかさないんですか。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 そのような御意見というのはあるのうかがいましたけれども、我々としては、この調査自体がきちんと対応できているのではないかというぐあいに考えているところでございます。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 御静粛にお願いしますよ。

土光議員。

○土光議員 つまり自分たちの調査結果で異論があったとしても、基本的にはこれは耳をかかしないと、そういう前提でこの計画を進めていくという姿勢だというふうにとらざるを得ないんですけど、米子市、市長に聞きます。こんなんでも進めていいんですか。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 今のやりとりについての所見ですけれども、まず、それは、やはりセンター側では実地調査をされてるという答弁が何度かありました。そのことは私たちも十分に認識しております。一方で、そうでない意見があるということも認識しておりますけれども、実地調査による調査結果というものをセンターが採用している、そのことを我々米子市も尊重するというところでございます。

(「おかしいだろうが、市民の声のほうの方が大事じゃねえだか、県の言うもののほうが大事か。」と傍聴席から声あり)

○尾沢議長 済みません、退場をお願いします。

(「ふざけんな、もっとまともなことをしゃべれや。」「そうだ。」「そうだ。」「副市長の言いなりか、まともなことをしゃべれ。」と傍聴席から声あり)

[傍聴者1名退場]

○尾沢議長 再度傍聴席の皆様をお願いします。会議中は静粛をお願いいたします。

土光議員。

○土光議員 米子市の立場として、異論、これ私、具体的に、その鳥大の名誉教授の吉谷先生が福井水源に流れる可能性はあるというふうに文書にも書いてるし、実際私は直接の場でそういった話を聞いてます。吉谷先生って、それこそ米子市のこれまでの水道水、地下水の調査というか、ある意味で権威ですよ。その実地調査やってないから云々とか、そういうレベルの人ではないですよ。だからこそ1階の写真の列の中に米子市特別功勞

者として吉谷先生が載ってます。その先生の見解を検討さえしないんですか。県の言ったほうが、それでいい、それでいいんですか、米子市として。

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 繰り返しになりますけども、そういった権威というのがあるからということではなくて、先ほど申し上げたとおり、センターのほうは実地調査をしております、そのことを確認をしたということです。それに対して御意見があるということは我々も十分承知をしております、この実地報告書についての回答の中では、その意見があったことを伝えて、再度県に対しては、その対応といいたいまいしょうか、確認していただきたいということを要請してるところでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 権威があるからそれでというのは、それは同意します。ただ、それなりの今まで水道局関係でやってこられた、米子市に貢献されてきた、つまり実際地下水のことをよく知っておられるその先生の見解、異論、米子市として直接その内容を聞いたことがあるのですか。

(「答えられない。」「市長、市長。」と傍聴席から声あり)

○尾沢議長 聞いたことがあるかないかということです。

長井市民人権部長。

○長井市民人権部長 吉谷先生から直接お伺いしたことはございません。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 どういった理由で異論を挟んでるのか、それを直接聞きもしないで、センターの言ってるほうが、それでよしとするというのは市民は到底納得できないです。

(「そうだ。」と傍聴席から声あり)

米子市としても、その辺をきちっと確認すべきじゃないですか。センターはする気がないんだから、米子市民の安全と安心を守るために米子市はそこはきちっと確認をしないとだめでしょ。そういう場をどっかの段階で設けないと、これがクリアしないと産廃の適地条件を満たさないわけですから、そこはきちっと議会や市民が納得できる形でこの結論は出すべきです。

これに関して言うと、少なくとも今回の条例手続の中で進められてる範囲でいえば、最初質問して回答なかったんですけど、この福井水源地のほうに流れないという、そういった調査結果云々、口では言ってますけど、今回出されている事業計画書、この中に環境影響評価書もあります。その中にはこのことは一切触れてません。つまり、評価の対象にさえならず条例上の手続が進んでるわけです。米子市として、地元住民としてそういう形で進められるのは到底納得できない。

(「そうだ。」と傍聴席から声あり)(傍聴席から拍手)

○尾沢議長 済みません、進められないんで、拍手された方は退場してください。

○土光議員 いや、今、拍手聞こえなかったです。

さらに言えば、これ事業センターがこの計画の事業主体になる以前、環境プラントで、そのころから環境プラントが事業主体のときに環境影響評価をかなり綿密にやっています。中身に関してはいろいろ議論、問題ありますけど、かなり綿密にやって分厚い報告書を出

しています。その中に、当時の環境プラントが、当然そのとき事業センターと事実上一体になって事を進めていました。そういった中で提出された生活環境影響評価調査書、その中に、それを読むと、福井水源のほうに流れると書いてるんです。具体的な表現としては、産廃場直下の地下水は北北東のほうに、北北東だったかな、北北西、とにかく方向で示してますけど、北北東だったと思います。

（「合ってます。」と傍聴席から声あり）

流れると書いてるのです。そういったのがあります。

それから、小波上の泉に関しては、そちらのほうに流れる可能性は否定できないと書いてるんです。その辺のことを全くないものとして福井水源地のほうには流れない、調査して、もうセンターとしてはそれでよしとするのは明らかにおかしい。説明責任を果たすんだったら異論に対してもきちんとか対応すべきだし、当時そういった、これ事業センターと環境プラントが一緒になってつくったもの、その中にそう書いてるんです。福井水源地の方向、方角にそれが流れる。小波上の泉に関しては流れる可能性は否定できないと明確に書いてるんです。だからそれに対してもきちんとか説明責任を果たさないと、前に進むべきではないと思います。この適地条件を満たしているということにはならないと思います。事業センター、見解をお願いします。

**○尾沢議長** 三木技術参与。

**○三木技術参与** 環境プラントの報告書についてのお話がありました。

まず1点目は、福井水源の方向について、詳細な表現までちょっと私も詳細に覚えておりませんが、地層の関係の表現にあったかもわかりませんが、そこはちょっと御容赦いただきたいと思います。そういう地層の傾きであるとか地形とか、そういうものを含めたシミュレーションの結果で、最終的には塩川の下流のほうに流れていくという結果になっておりますので、それは御理解をいただきたいと思います。

それから、小波上については、そういう表現があったかのようにちょっと私も記憶しております。ただし、その後、先ほど塩谷のほうで申し上げましたけども、岡山大学の先生のほうに御相談をしながら、流向調査とあわせて成分を検査する成分調査によりまして、水脈自体が小波上と処分場直下のものは違うということが言えるのではないかと。ただし、モニタリングによってこれは確認していくようにという御指導をいただきましたので、我々としても、モニタリングでそのようなことがないということを確認していきたいというふうに考えております。

**○尾沢議長** 土光議員。

**○土光議員** 今は候補地の適地要件を満たすかどうかという議論の中で、センターの根拠としては、福井水源地の地下水は水源地のほうに流れないということを確認したから、適地条件はクリアしているというふうに言ってるわけでしょう。だからクリアするんだったら、クリアしてることをきちんとか説明責任果たさなければいけないわけですよ。具体的には、今、私が指摘したように、センターの調査、調査のやり方、調査結果の解釈の仕方、これに関して異論があれば、きちんとかそれには対応する。それから過去、環境プラントと事業センターがある意味でもにつくった環境影響評価書の中に、福井水源地の方向にも流れるという記述がある、小波上の泉も流れる可能性は否定できないとある。そういったこと

に関して、そうじゃないよという説明責任を果たさないと適地条件を満たしたことになると思います。もしセンターがそれをしないというんだったら米子市がやらないといけないと思います。そうしないと、大原則で、もともとである適地条件を満たしていることになりません。そういった形でそこを曖昧にしたままこの計画が進められると、地元の人たちはたまったもんじゃありません。米子市は、それは責任を持ってセンターに説明責任を果たさせる、そして場合によっては米子市独自で検証する、例えば吉谷先生に話を聞くというのはすぐできることでしょ、その話をきちっとして評価するというのをやるべきだと思いますけど、市長、いかがですか。

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 これも繰り返しになりますけれども、さまざまな御意見がある中で、センターは実地調査を行って、そのことがないということを確認をされました。米子市としても、その報告を受けとめております。しかしながら、さらに意見があるということにつきましては、率直に鳥取県知事にお伝えをし、しかるべき対応を図っていただくよう要請しているところでございます。以上です。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 鳥取県知事に何を伝えるんですか。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 回答書に記載したとおりでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 地下水に関してのやりとりで、センターはこういう理由で問題ないと。ただし、異論がある過去の調査書は、やっぱりそれに関して、そうでない可能性がある。そういったことに関してセンターは、何もこれ以上、説明責任を果たす姿勢は見せていない。きょうの案にはそんなことは入ってないと思いますので、県にも、センターにそういった説明責任を果たさせるべきというふうにきちっと書くべきではないですか。

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 書き方の問題いろいろあると思いますけども、回答書、これは下から7行目あたりからそうした記載については書くつもりでおります。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 地下水に関しては、問題点の指摘、わかっていただけだと思います。それに対するセンターの姿勢も、残念ながらそういう姿勢だということを確認できました。じゃあ、そういったことに関して、米子市としてきちっと県に意見を言うというか、その辺は、改めてきょう、後、意見の文案について議論がいろいろされると思いますので、一旦私の質問はここで、一旦です、おしまいにして、改めて、必要だったらまた質問をさせていただきたいと思います。一旦ここで私の質問は終わります。

(傍聴席から拍手)

○尾沢議長 次に、質問は。

国頭議員。

○国頭議員 土光議員と私もほぼ同じ意見であります。ちょっとほかのところについてお

聞きしたいと思います。

前回、全員協議会が中止になりました。そのときに県漁協淀江支所の漁協の方が来られておりました。新聞報道によると、センターさんですね、対話を持たれたように思いますけれども、途中で散会になったようなこともうかがっております。そういった漁協さんに対しての説明の理解というのはできているのか、センターのほうはされているのか、できたと思ってるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

ここのセンターの報告の漁協の方々、事業者なのか、水利権者なのか、ここに当たるのかどうか、その辺についてもお伺いします。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 漁協の方についての御質問でございます。

まず最初に、漁協の方は、県の条例手続上の関係住民には該当しないということになっております。

それで、漁協への説明でございますけれども、ことしの5月に市長のほうから説明会の要請がございました。我々、条例手続を進めてる最中ではございましたので、早急な対応がなかなか困難なところでございましたが、役員の方に6月にとりあえず説明をさせていただきました。先ほど申しましたように、条例手続の関係住民の方を優先して説明していたという状況を御理解いただきたいと思います。

その後、8月に正組合員の方に対する説明会を行いました。この説明会では、センターが説明を開始した直後から質問や御意見が出されたような状況です。それに対して、その御意見、御質問に対してこちらのほうが回答すると言うと、また新たな御質問、御意見等が出されるというような状況が続いておりました。1時間程度進んだ段階で、運営委員長さんのほうから、支所としては反対声明を出しているんで、説明を聞く必要がないというような御発言がございまして、参加者の多くの方っていいですか、皆さんが御同意され、退席されたというような状況でございます。この中のセンターとしての十分な説明はできないままで、この説明会は散会したということになりました。

ただ、この中で、安全の確保等につきまして、例えば水の安全の確保につきましては、センターとしては、法令に定められた排水基準を厳守しますと、そういうことで安全性を確保しますというような説明をしたところでございます。また、漁協の参加者の方からは、規制物質については、排水基準を守ってもだめだと、とにかくゼロじゃないと安全とは言えないというような御発言もあって、ちょっと議論が平行線をたどったようなところもあるような状況でございました。以上です。

○尾沢議長 国頭議員。

○国頭議員 1度説明したけれども、散会された以降はということでありました。条例上の関係する対象外ということでは、私はいけないと思います。住民は住民であると思います。いろんな意見をクリアしていくという、いろんな意見を聞いて、それに対してやはり努力していくというのが設置者の人の真摯な姿勢じゃないかと思っております。そういう点に対しては、私は、そのまま散会という、それ以降も対話を持つようなことも、幾ら条例上は関係ないといっても、住民の意見というのはやはりしっかりと聞いていただきたいと思っておりますし、これからもしっかりとそういったところに対しては意見を聞いて



ていただきたいと要望いたします。

それから、漁協の方々に対しての市の執行部に対してちょっとお伺いしますけども、市長を初め面会の要望があったとうかがっておりますけども、その後の漁協さんに対しての市の執行部の対応というのを教えていただけますでしょうか。

**○尾沢議長** 伊木市長。

**○伊木市長** 先ほど瀧山理事長から説明がありましたけれども、私どもといたしましては、まず、もろもろの例えば安全対策だとか、この計画上の事々を漁協の方にしっかりと説明を聞いていただきたいという思いがございます。しかしながら、漁協の方々も、条例の範囲の外であるとはいえ米子市民でございますので、米子市長の立場としては、可能な限り面会をしたいということを考えてまいりました。結果として私自身はお会いはおしていませんけれども、副市長以下で対応してきましたので、それにつきましては副市長のほうから答弁をさせます。

**○尾沢議長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** それでは、漁協の淀江支所のほうに対する対応状況について、要点を簡潔にお答えしたいと思います。

9月の8日でありましたが、漁協のほうから市のほうに市長に対して要求書というのが提出されまして、その際に、市長と会って話がしたいという御意向が示されたところがあります。ただ、御案内のとおり、この日は既に9月定例市議会が開会中でありまして、対応いたしました担当者のほうから、市議会が開会中であって、すぐに対応することは難しいということをお伝えし、市議会が終わってからの対応にさせていただきたいということをお伝えして、当方としては御了解いただいたというふうに認識しております。

その後、議会の後半になりまして、9月の29日でございますが、文書によります回答で、まずは、先ほども御議論ありましたが、環境管理事業センター、事業主体である環境管理事業センターのほうから席を立たれたというような経過も我々報道で承知しておりましたので、まず、しっかり事業計画の内容についてお聞きいただくことが必要だろうということで、その趣旨の回答をいたしました。

そしてあわせまして、その後、面談要望がありましたので、まずは私のほうがお会いして話を聞きたいということで御提案申し上げましたが、副市長と会う気はないということをお聞きしておりましたが、そうはいっても交通整理をさせていただきたいということで何度か申し入れをし、最終的には、10月の18日の日でございますが、私を初め市役所側から担当部長など4名が私も含めて淀江漁協さんのほうにお伺いをし、これは来てくれという御要請があったからそうしたわけでありまして、漁協の事務所内で漁協側の方、これは藤井委員長様を初め6名の方がその部屋におられました、お会いしてお話をさせていただきました。

いろいろありまして、市長と会わせてくれということでありましたが、私からは、組合員全員との面談を要望されたわけでありまして、それは現実的に難しいと。組合員が何人いらっしゃるんですかということをお伺いしましたら、20人かな、30人かなみたいな話でありましたので、その全員と全て面談をする、いわゆる集団方式の面談というのは現実的に難しいと。代表の方が意見を集約していただいて、その意見を持ってきていただい

て市長と面談していただくようなことは市長と相談したいということで持ち帰りまして、市長とも相談いたしまして、そういった方式での面談をお受けしたいということで、日時、場所等も御提案したところでありますが、やはり最終的には、いわゆる集団的な面談でないといけないということで漁協さんのほうはお譲りになりませんでしたので、そういうことであれば、そういう漁協さんが提案されるようなやり方で面談をするということは市としてはできませんということで、お断りをしたところであります。

ただ、だからといって、市長との面談を一切これからやらないということではございません。いわゆる代表者の方とお会いするという事は、そういった条件が整えば実施できるものだと、このように考えてるところでございます。以上であります。

**○尾沢議長** 国頭議員。

**○国頭議員** 市の当局の対応はわかりました。漁協の方の意見も、やはりしっかりと伺ってもらいたい。そこをまず理解しないと、住民の理解を得られてるとはやはり言えないと思います。引き続きそのあたりはしっかりと対応を丁寧にしていただきたいと思います。そのあたりが、少し私も仄聞してはいますが、十分にできてなかった対応が前回のよう、漁協さんもあの行動にも出られたのではないかと私は認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、市の当局の回答の中の関係住民に対する聞き取り概要というところを見させていただきました。回答に、これをつけて回答するということではありましたが、F自治会、これは、先ほど土光議員から伺ってますと、下泉自治会になるのでしょうか。ちょっとわかりませんが、もしそうであるならば、ここのF自治会の記述、会員から提出された意見書、再意見書の内容は確認していないが、意見書を提出した経緯はセンターの見解のとおりということで書いてありますけれども、センターから出されたことに対して市として聞き取りするという市の当局の回答というか、調査といいますか、の記述にしては少し、内容は確認していないがと、ここが下泉の、反対された自治会の内容であるならば、しっかりとそういった内容も当局は把握して、こういった記述にならないんじゃないでしょうか。市民の人の自治会の意見も市としてはしっかりと確認していただきたいと思います。そういった何となく市の、先ほど土光議員の質問から聞いてみますと、市の対応も、もうセンターさんからの確認の追従みたいな形に聞こえます。そういったことはなくして、住民の意見、反対というものを正確にしっかりと受けとめていただいて、そういったものもしっかりと記述していただいて県に回答していただきたいと、そう要望いたしたいと思います。

また、センターさんのほうに、これは私の意見ですが、やはり、先ほど土光議員の質問でもあったように、反対する住民の人の意見に対しての回答がまだまだ不十分じゃないかなと思っております。そういったことを真摯にやっていただかないと、これは先に進まないんじゃないかなと思います。それだけ県内4カ所でこの産廃処分場はつくられなかった経緯、そういったものがここの西部でつくられるということは、やはり慎重にさせていただかないと、慎重の上にも慎重にさせていただかないといけないんじゃないかなと思っております。そういった面でセンターに対しては、重ねてではありますけれども、反対される住民の方の意見の、説得できるような資料をしっかりと提示して今後もいつていただきたいと思っております。以上です。

○尾沢議長 岡村議員。

○岡村議員 日本共産党の岡村英治です。何点かセンター、そして米子市にお伺いしたいというふうに思います。

まず最初に、それぞれセンターのほうからの実施状況の御報告、その中の住民の理解に関する見解ということで示してあるわけですが、いずれも自治会A、自治会B、こういうふうに伏せてあるわけですね。なぜ伏せる必要があるのでしょうか。きちっともう6つの自治会ということでそれぞれわかってるわけですから、情報公開する必要があると思います。そういう中で、しっかりとこの見解と記述されていることが正しいかどうか、そういう判断ができるんじゃないでしょうか。なぜ伏せるんですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 自治会名の公表という御質問ですけれども、事業説明会の席でもマスコミの取材を拒否される自治会があるなど、条例手続が進行中の今の段階でございます。具体のそれぞれの自治会名をセンターから公表することは差し控えさせていただきたいと思っております。ただ、内容的に具体的には具体名は記載しておりませんが、関係住民の方の御理解の状況というのは、先ほど申し上げました別紙3のとおり、自治会ごと、関係住民ごとに記載しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○尾沢議長 岡村議員。

○岡村議員 理解、私はできません。ここに書かれていることについて、なぜ伏せる必要があるのか、伏せなきゃならないことでも書かれてるのか、まずいことでもあるのか、ここら辺について、米子市は、同じように踏襲されて、聞き取り調査の聞き取りの概要の中にもA自治会、B自治会というふうにされております。そういう状況で本当にいいと思われてこういうふうにされたのかお伺いします、米子市に。

○尾沢議長 生田生活環境係長。

○生田環境政策課生活環境係長 米子市の記載につきまして御答弁いたします。

このたびのセンターの実施状況の報告と私どもの聞き取りの結果につきましては、自治会の中での要望等の記載がございます。これらにつきましては、現在のところ自治会側から公表はされていないものと承知をしておりますので、現段階におきまして自治会名の公表をすることは適当ではないと判断して、アルファベットでの表記とさせていただいております。以上です。

○尾沢議長 岡村議員。

○岡村議員 結局、責任持てないものを文書にして県に報告すると、こういったことではないというふうに思うんですよね。

(「そうだ。」と傍聴席から声あり)

そういったことで条例手続を粛々と進めていくということであっていいんでしょうか。これはおかしいと思いますよ。やっぱり責任の持てる記述をしっかりと当事者の関係住民の皆さんはそうですし、そして市民の皆さんが見ても、誰が見ても、そうなんだなというふうに納得がいくようなものにしていかないと、これはやっぱり県に報告する文書として、それはおかしいというふうに言わざるを得ません。そういった点でも、私は、この実施状況報告書並びに回答については効力がないと、意味がないというふうに言わざるを得ませ

ん。

そういった立場を表明して、次、質問をいたしますけども、米子市にお伺いしますけども、聞き取り概要というふうに書いてありますけども、こういった内容についてこういった形で聞き取りをしたのか、自治会長に聞いたのか、それとも何人かの役員に集まっていただけで、それでしっかりと住民の皆さんの意見を吸い上げる形で概要に記述したのか、そういった点についてお伺いします。

**○尾沢議長** 生田生活環境係長。

**○生田環境政策課生活環境係長** 米子市の聞き取りの状況につきまして御答弁をいたします。

この実施状況報告書が提出されますと、米子市は、県の条例に基づきまして鳥取県に対して意見を回答するということが条例上定めがございますので、その実施状況報告が出ました際に、これは鳥取県のほうも状況確認が必要だということで、県のほうから各自治会に日程調整をしていただきまして、県と一緒に自治会からの状況確認をヒアリングによって実施したところがございます。聞き取りの相手方につきましては、自治会の役員の方が重立った方々でございました。以上です。

**○尾沢議長** 岡村議員。

**○岡村議員** 聞き取りについては、一部の自治会役員からお聞きしたということだと思います。そういった中で、本当に住民の皆さんの総意というか、そういうものが反映できるかどうかということは、やはりしっかりと検証していかなければならないというふうに思うんですが、この聞き取りについて日時などを見ますと、短いところでは10分間という聞き取りのところもあります。あとは20分とか30分とかというところがあるわけですが、水利権者を見ますと、2時間半かかっていらっしゃいますね。いわば、ほかと比べて突出した時間になっているというふうに見て感じたわけですが、なぜこの水利権者のとこだけこうした時間に及んだのか、その理由について状況をお伺いしたいと思います。

**○尾沢議長** 生田生活環境係長。

**○生田環境政策課生活環境係長** ヒアリングの時間のことでのお尋ねでございますので、御答弁をいたします。

ヒアリングにつきましては、まずセンターの実施状況報告の内容をそれぞれ該当の箇所、こういった内容で記載されておりますということで御説明を申し上げまして、その上で、こういった状況でしょうかということをお話をそれぞれ聞いた、その結果を記載しております。

その中で、先ほど水利権者の方のお時間が長いのではないかということでお尋ねでございますが、こちらの方につきましては、実施状況報告書の内容につきましてのヒアリングのほか、米子市に対しまして御質疑等がございまして、時間を区切って対応したわけではございませんでしたので、一連の時間として記載をしたものでございます。以上です。

**○尾沢議長** 岡村議員。

**○岡村議員** そこで、水利権者のほうからは、こういったことが米子市に対して出されたのかお伺いします。

○尾沢議長 生田生活環境係長。

○生田環境政策課生活環境係長 水利権者の方につきましては、開発協定のお話ですとか、そういったことの内容につきましてお話がございました。以上です。

(傍聴席から発言する者あり)

○尾沢議長 岡村議員。

○岡村議員 開発協定のことについてと、もともとそれに反してるんじゃないかという素朴な思っているのは持っておられると思うんですよ。そういう中で、先ほど土光議員の発言でもありましたけども、農業者とか水利権者とかというところで説明会開いて、それに対して聞き取りを米子市はされてるといった状況なんですけども、この農業者とか水利権者というのは、具体的にどういった方々を指すというふうに理解していいんでしょうか。センターに伺います。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 農業者、それから水利権者についての御質問でございます。農業者につきましては、午前中の質疑でも話題になりましたけども、処分場から半径500メートル以内で農業を営んでおられる方、この方を農業者というふうに整理しております。それから水利権者でございますけども、これは処分場からの排水が100倍に希釈される地点、そこまでの間での水を使っておられる方、その水利をしておられる方を水利権者というふうに整理しているところでございます。

○尾沢議長 岡村議員。

○岡村議員 そういった中で、午前中の質問でもありましたけども、農業者の参加者が2人とかいう状況だったということ、また水利権者については記載がないわけなんですけども、こういった方に対する説明とかがっていうことはされてないんですか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 説明会の開催につきましては、このたび説明しましたとおり、農業者、水利権者の方も含め、自治会も含め説明会を開催させていただいたところでございます。

○尾沢議長 岡村議員。

○岡村議員 そういう中で、2名ということなんですけども、例えば佐陀川右岸の組合がありますね。そういった方々に対して、こういう説明会しますよと、ぜひお聞きくださいということってというのは案内はされなかったんですか。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 説明会の周知につきましても、既に本日御説明いたしました、個別の農業者の方に対して説明会の開催の通知ということはさしあげておりませんが、新聞広告、縦覧、それから広告等で周知させていただいたというところでございます。

○尾沢議長 岡村議員。

○岡村議員 やはりこれは、本当に住民の理解を得ていこう、説明していこうという姿勢に決定的に欠けてるというふうに言わざるを得ないと思いますよ。そういった組合があるにもかかわらず、そういったところに全く通してない、そういうことで本当に住民の理解を得ようとするそういう姿勢と言えるでしょうか。理事長、どう思われますか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○**瀧山理事長** 佐陀川右岸土地改良協会ですと、かなり説明対象外の方、以外の方がかなり多数いらっしゃると思います。それから佐陀川右岸につきましては、用水路ですね、排水路をお借りしたいということでお話しさせていただいて、佐陀川右岸理事会に対しましては、理事会等で説明をさせていただいているところでございます。

この説明の仕方、周知方法につきましても、先ほど申しました11月に県のほうに提出いたしまして、周知計画書をお出ししました。それから一部内容等が固まった段階で、一部修正の文書を県のほうに提出し、県のほうからも、そのような周知方法でいいということで、それに従って周知に努めているところでございます。以上です。

○**尾沢議長** 岡村議員。

○**岡村議員** 私は、決定的にそういった姿勢が住民の不信を招いていると、こういうふうにならざるを得ません。そういったところを抜きにさっさと進めようとする、そういったことに対して多くの住民の方が反対の声を上げていらっしゃるわけです。そういったことを丁寧に説明していく、文字づらとか言葉づらでは言われるかもしれませんが、そういった点で決定的に欠けてるといふふうにならざるを得ません。

米子市について、ちょっと聞き取り、センターが書かれた住民の理解に関する見解、これについてどういうふうな理解なのか。これはセンターにお聞きしますけれども、見解の中で、自治会Cに、対象者の見解等という中で、2行目に、自治会として消極的だが同意するとの発言があった、というふうにあります。消極的だが同意するといふようなこと、これはどういったことを指しているのか、もう仕方ないなあと、どうしようもないのかなという態度の表明なのか、そこら辺どういうふうな受けとめられてこういう書き方になったのか伺います。

○**尾沢議長** 瀧山理事長。

○**瀧山理事長** ここに書いていますのは、消極的だが同意するとの御発言、これは御発言されたそのままの趣旨で、消極的だが同意というのは書かせていただいております。積極的に来てほしい施設ではないけれども、施設の必要性なり、ここに設置するのはやむを得ないのかなという御理解なのかなというぐあいに私は判断しておりますけれども、発言された内容のことをそのまま書かせていただいております。

○**尾沢議長** 岡村議員。

○**岡村議員** 同じところの部分について、米子市についてお伺いしますけれども、聞き取り概要の中で、C自治会では、黒丸の4つ目のところに、処分場の設置については、消極的に同意しているというスタンスである、というふうに記述されております。これは先ほど瀧山理事長が言われたことをそのまま受けとめられてるといふことなわけですか。

○**尾沢議長** 生田生活環境係長。

○**生田環境政策課生活環境係長** C自治会に対するヒアリングの内容でございます。これはセンターの該当する見解の部分をお説明した上で、聞き取り相手が発言された内容でございます。自治会としておおむね理解が得られたと考えられるについては、理解というよりも積極的に賛成してるように感じると、理解はしていないけど、消極的に同意する。センターが説明した内容は理解したと考えているけど、設置については同意する。設置については仕方ないから同意せざるを得ない。自治会は消極的に同意しているというスタンス。

処分場がどこかに必要であることは理解している。ないにこしたことはないけど、消極的同意ということ。説明会の中で反対といった者は一人もいないし、設置したら困ると言った人も一人もいなかった、頼むから来てくれという人も一人もいなかった、というコメントを頂戴しております。以上です。

**○尾沢議長** 岡村議員。

**○岡村議員** そこまで住民を追い込んでいるという状況を、やっぱり私はしっかりと認識していただきたいと思うんですよ。もう泣く泣く同意せざるを得ないのかなというところまで、来てほしくないけどもということをやっぱりしっかりと認識していただきたい。

そういう中で、しっかりと安全について理解を求めるような努力が必要だということで伺いますけども、土光議員が先ほど言われました、意見書に対する見解書とか再意見に対する見解書がこの間、縦覧されたわけです。瀧山理事長は、8月26日付の日本海新聞に掲載された米子市泉の村本俊一氏の投稿に反論する形で、9月13日付の日本海新聞へ投稿されました。その中で、当センターでは、専門家に相談しながら地下水の流れを調査し、水源地等へ影響しないことを確認というふうに書かれておられます。そういう中で、先ほど来出てる、長年、米子市の水道事業に携わってこられた鳥取大学の今、名誉教授の吉谷先生、そういう方のやっぱり意見も聞くべきだということがあるわけですけども、ここで紹介したいのが、岡山市北区御津虎倉というところがあります。「みつ」は「御」、津山の「津」、「こ」はタイガーの「虎」、それから倉吉の「倉」、御津虎倉で産廃処分場建設をめぐって住民から建設差しとめ裁判が提起され、2015年7月に最高裁で上告不受理によって住民側勝訴が確定しました。13年12月の広島高裁岡山支部の判決文の一部が手元に届きましたので、御紹介します。

廃棄物処理法は、最終処分場の立地が特に安全性を要する場所である場合、最低限度の基準である技術上の基準を満たすだけでは不足していると解されるが、本件建設予定地は上水道の水源地であり、特に安全性を要する場所であるというふうなことなどとして、本件処分場は周辺地域の水の供給源となる最上流域に計画されているところ、水道水に有害物質が混入すれば、長年にわたり有害物質を摂取し続けることになり、生命、身体及び健康に不可逆的な被害を及ぼすこととなるから、人が摂取する水の中に有害物質が混入することは可及的に防止しなければならず、その要請は絶対的要請であるから、本件処分場においては有害な浸出液が漏出する可能性がわずかでもあってはならない。したがって、たとえわずかであっても有害な浸出液の漏出の危険性があれば、受忍すべき限度を超えた被害を受ける蓋然性が認められると、こういうふうに述べてあるわけですね。そういった点で、先ほど来言っております吉谷名誉教授のような、そうした方々の違った角度からの意見というものもしっかりと踏まえた上で、安全性を担保する、確保する、そうしたことが必要じゃないですか、いかがですか。

**○尾沢議長** 瀧山理事長。

**○瀧山理事長** まず前提といたしまして、この処分場でございますけれども、外に浸出液を漏らさないということで、3重の遮水構造を持っておりますし、それから上部のシートから漏れたときにすぐわかる電氣的漏えい検知システムを備えている、それからまた、処理水、浸出水の処理についても高度な水処理でありますRO膜処理も行うということで、

安全な水にして流すようにしているというのが、まず大前提でございます。

それから、地下水に、3重構造ございますけれども、それらを含めて仮に出たとしましても、先ほど来の説明で繰り返しになってしまいますけれども、福井の水源地のほうには流れないというぐあいに考えておりますので、御津虎倉とは状況が違うというぐあいに考えております。

(傍聴席から発言する者あり)

**○尾沢議長** 岡村議員。

**○岡村議員** 理事長はそういうふうにお考えだけでも、違う意見もあると、そういう中で議論しながら、しっかりと安全策を講じるということが事業者としての責任じゃないですか。そういった点を抜かして、絶対3重シートにしてるから安全だとか、たとえ漏れたとしても福井の水源地のほうに流れないとか言われても、本当かやと思うんですよ。そこを抜かしたまま進めようとするから、これはおかしい、待ったというふうになるんじゃないですか。

(「そうだ。」と傍聴席から声あり)

市長に伺いますけれども、産廃処分場建設計画にかかわって、環境影響調査において、地下水の透水係数の間違いをこの分野に詳しい住民がしたことに対して事業センターは、岡山大学の西垣教授の意見を聞いています。西垣教授は、この住民からの質問については、その意見を真摯に受けとめ、コメントすることと指摘されたと、これは事業センターがまとめたレポートに記されております。異なった意見にも謙虚に耳を傾ける、これが安全第一の姿勢を担保する方法だと私は考えます。

そこで伺いますが、市長の回答書案には、専門家で構成される鳥取県廃棄物審議会の意見を聞くなど、施設の安全性について十分に確認していただきますよう要請すると、こういうふうでございます。処分場建設予定地の地下水が福井水源地方向に流れることは否定し切れない、こういうふうに言ってこられとる吉谷名誉教授です。事業センターとは異なった見解にも耳を傾ける、このことが米子の水を守るためにも私は必要不可欠だというふうに考えます。9月定例鳥取県議会で、産廃処分場問題での錦織陽子県議の質問に対し平井知事は、ただ、水質の問題など、どこかでもう一度、何らかの形で専門家を交えた検証はなされるべきものと思うと、こう答弁されてるんですね。やはりこういったことも含めて、そういった違った角度からの意見も反映されるように県に市長として働きかけていく、申し述べていく、そうしたことが必要じゃないでしょうか、いかがでしょうか。

**○尾沢議長** 伊木市長。

**○伊木市長** この今読み上げていただいた回答書の案ですけれども、これに記載されますとおおり、そうしたいろんな意見について改めて県にお願いを申し上げるつもりでございます。鳥取県議会のほうでそのような平井知事の答弁があったということは私も仄聞しておりますけれども、まさにそうした意見が一つ受け入れられたのではないかと私は思っております。

**○尾沢議長** 岡村議員。

**○岡村議員** 今、市長の答弁では、受け入れられたんではないかということは、ぜひそういった立場で、吉谷名誉教授などを含めて検討されると、いま一度されるということをし



べきである。それ抜きにはやっぱりこの事業計画を次に進めていくということはあるとはならないと、こういうふうには指摘して、次の質問に移ります。

今回修正されました、当初9月29日に予定されてましたところの回答案とは修正されて、最後の3行で書き込まれた部分というのがあります。最後の3行、ちょっともう一遍読み上げてみますと、なお、このたびの事業計画の関係住民以外の地元関係者においても、事業計画に対する懸念や不安を訴える声があり、反対の意を表明されている方々もありますので、事業主体に対し地元関係者に対して丁寧に対応することを助言していただきますようお願いいたしますと、こういうふうには書き加えてあります。このことは、関係住民以外の地元関係者を含めて、事業主体である鳥取県環境管理事業センターに対し、丁寧に対応することを助言するよう県に求められているわけですが、このことは漁業者を含めた地元関係者の理解と納得がなければ、米子市として次に進むことはできない、処分場の建設は認められないんだ、用地の半分を占める市有地を処分場用地として提供することはできないんだ、そういうふうには私は考えますけども、市長の所見を伺います。

**○尾沢議長** 伊木市長。

**○伊木市長** ただいま岡村議員に読み上げていただいたとおりのことでございます。重ねて申し上げるまでもございませんけれども、皆様の御意見もしっかり反映した形でこの回答書はつくっているというふうには考えております。

**○尾沢議長** 岡村議員。

**○岡村議員** だから、ここの回答書に書いてあることの条件が満たされなければ、米子市として市有地は提供できませんよということなわけだというふうには私は理解しますけども、間違ってますか。

**○尾沢議長** 伊木市長。

**○伊木市長** 回答書です、文書としてこのように県に対して申し上げるわけでございますので、そのことがなされるかどうか、それについては、私ども米子市としても、きちんとそれはその対応を見ていくということは当然なことでございます。

**○尾沢議長** 岡村議員。

**○岡村議員** このことは、市長と同様に議会にも課せられたことだというふうには私は解します。そういった点で、本当に住民の皆さんの命と健康を守っていく、そうした立場で、しっかりと議会としてもこれからも論議していきたいというふうに思います。

最後に、自治会の状況は、センターの見解のとおりとの記述がありますが、センターの対象者の見解等には、反対者がごく限られた一部の者でしかない、そういうふうな記述ともなっています。これは実態から大きくずれているというふうには感じざるを得ません。大山麓の自然環境と米子の水を守る会が取り組んでいる処分場建設反対署名は、2万8,000を超える署名が寄せられたと聞きます。また、関係する6自治会のうち、4つの自治会では住民の半数以上の反対署名が知事に提出されたと、こういうふうにも聞いています。とても住民の理解を得ているという状況ではないと考えます。

対象となった6つの自治会の中では、産廃処分場建設をめぐって、また産廃マネーとも呼ばれる地域振興費をめぐって住民の間に対立、分断が持ち込まれ、自由に物が言えない、そういった状況が生まれているとも言われています。また、下泉自治会では、55世帯1

12名の反対署名が集められ、自治会の臨時総会を要求しても開催されない、そうした住民の声を聞かずに進めようとする、そんな事態も起こっているわけです。そんな状況を放置したまま進めようとするのは私は許されないと考えますけども、最後に市長の見解を伺います。

○尾沢議長 伊木市長。

○伊木市長 これも再三述べさせていただいておりますが、今、岡村議員から言われたことも踏まえまして、県知事に対しては、きちんと米子市としての見解を御報告したいと思っております。

○尾沢議長 ほかに質疑は。

安達議員。

○安達議員 午前中からずっと聞いてて、重なるところがあるかもしれませんが、今、岡村議員が言われたところの部分にちょっと重なるんで、関連をしての意見ということで教えていただきたいっていうか、説明を求めたいと思うんですが、一番最後の文書案、回答の文書案で、地元関係者に対して丁寧に対応することを助言していただきますようお願いいたします、というふうに文章がくくってありますが、この丁寧に対応することを助言、この丁寧に対応ということをもう少し具体的に説明していただけたらと思うんですが、よろしくをお願いします。

○尾沢議長 生田生活環境係長。

○生田環境政策課生活環境係長 米子市の実施状況報告書についての回答文書案について御質問がございましたので、答弁いたします。

回答文案の一番最後の行、丁寧に対応することとは具体的にどういうことかということですが、私どもが考えておりますのは、御質問等があればお答えいただきたいと考えておりますし、またこれまでセンターさんは漁協の淀江支所さんに対しても説明なりに出かけておられますが、そういった対応もしていただきたいと考えております。以上です。

○尾沢議長 安達議員。

○安達議員 そうすると、この回答書案を提出するのはまだまだ先のことというふうにとっていいんですか。意見がいろいろありましたということは今言われましたよね。じゃあ、その意見をどっかで集約して、そうだ、市長としてこうだということを平井知事に出されるわけですよね、回答書として。最後の文案のところですよ。これをいつまでまとめて回答書を提出されようとしているのか、じゃあ、さらに説明を求めたいと思うんで、よろしくをお願いします。

(「そうだ。」と傍聴席から声あり) (傍聴席から拍手)

○尾沢議長 静粛をお願いします。

生田生活環境係長。

○生田環境政策課生活環境係長 市の回答文書の提出についてのお尋ねでございます。これにつきましては、文書のほうに記載しておりますとおり、平成29年9月20日付の県からの照会がっております。この照会につきましては、県の条例の中で14日間の期限を付されて米子市のほうに照会がかかっておるものでございます。回答期限、当初10月

の4日でしたが、9月29日の全員協議会が流会となったということを受けまして、本日議会のほうで御説明をさせていただいております。10月の4日に県のほうに速やかに回答する旨、文書で一度お答えをしておりますので、この全員協議会終了後に速やかに回答したいと考えているところでございます。以上です。

○尾沢議長 安達議員。

○安達議員 そのところが非常にポイントかなと思うんですが、今はその答えしかないのかなって逆に思ったりするので、ちょっとそこは、丁寧にという言葉にこちらも執着しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと視点を交えて何点かお聞きしたいんですが、ずっと聞いていますと、地下水とか水のことが随分午前、午後のところで話題になったかなと思うんですが、既に全協が何回かあったんで説明済みかと思うんで、重なったら申しわけないです。センターの方にお聞きしたいんですが、あそこの処理場に廃棄物として処分を持ち込まれるものとして、例えば医療用の廃棄物とかは含まれるのか含まれないのか、ここを端的に答えていただけますか。

○尾沢議長 後藤田業務課長。

○後藤田業務課長 御質問、搬入廃棄物についての御質問でございます。今まで御説明していた内容でございますが、産業廃棄物の種類というのは、廃棄物処理法という法律に基づきまして20種類規定がございます。そのうちの13種類につきまして搬入の予定ということで、今までも御説明させていただいたところでございます。医療廃棄物ということで御質問がございました。医療機関から発生する廃棄物という広い意味もあろうかと思ひますが、その中でも恐らく住民の方、御心配のところは、感染性廃棄物という、これについての関係の御質問かなということで、お答えさせていただきます。

病院等で発生いたします感染性廃棄物というのは、字のごとく感染性があるような例えば血液とかが付着したような廃棄物のことを言いますが、これは廃棄物処理法で産業廃棄物とは別に特別管理産業廃棄物という特別な扱いになっておりまして、通常の廃棄物とは別に排出事業者の廃棄物が発生した段階で分別して、通常の産業廃棄物とは別に処理をする必要があるというルールがございます。この特別管理産業廃棄物についての感染性廃棄物につきましては、私どもが計画しております管理型と呼ばれる最終処分場には埋め立てはできないというルールになっております。ということで、当然のことながら当処分場で受け入れることはないということでございます。

ただ、一つ追加で御説明しておきたいのが、例えば、この感染性廃棄物、じゃあ、どのように処理をしているのかといいますと、よくあるのが、高温の焼却炉で焼却をするという処理が一般的です。これによりまして当然感染性はなくなるわけでございます、性状も燃え殻という形になります。この燃え殻につきましては、埋め立ての基準に合致していればですけれども、私どもの管理型の最終処分場には埋め立てをすることができるといふことになります。燃え殻を当処分場に受けることにつきましては、既に御説明をさせていただいたところのことでございます。以上です。

○尾沢議長 安達議員。

○安達議員 最後にしようと思ひますが、市長の回答文書については何点か確認と質問を

上げさせてもらいました。もう一度センターに返しますが、いわゆる今、自治会さんや水利団体、それから漁業者の関係の方といろいろ接点を持っておられますが、今後こういった手続、条例手続についてどのように予定をしておられるか、具体的に進めるいわゆるスケジュールを教えてくださいたいと思うんですが、お願いします。

○尾沢議長 高橋事務局長。

○高橋事務局長 今後の手続についての御質問でございます。現在、センターは実施状況報告書を県に提出した段階でございます。県のほうは、先ほど来お話がありましたように、米子市さんのほうに意見照会をかけておられるというところです。県は、今後、米子市さんの回答や県みずからが地元等に聞き取りした内容を踏まえまして、この事業計画について関係住民の皆さんの御理解が得られているかどうかということ判断されることとなります。これで県のほうが理解がされている判断になりますと、条例手続は終了するということとなりますが、まだ理解がされていない判断になりますと、まだ条例手続は続くということとなります。

そういう判断になりましたら、センターといたしましては、意見が平行線をたどっているという状況でございますので、県のほうに、これも条例の中で手続が定められておりますけれども、調整の申し出をすることになるかというふうに考えているところでございます。そういうふうに県のほうに調整の場を設けていただくということで、関係住民の皆さんの御理解を得ていただくようにセンターとしては行っていきたいというふうに考えているところでございます。条例の当面の手続につきましては以上でございます。

○尾沢議長 ほかに質疑は。

遠藤議員。

○遠藤議員 何点かお聞きをいたしますけど、まず最初に、僕は、県センターの瀧山理事長に見解をお尋ねしなければならないことが、今、岡村議員と伊木市長とのやりとりを聞いてって思ったんですよ。

それで、伊木市長は、地下水の研究者の意見が分かれている問題については、知事にきちんと報告をすると、こういうことを言われたわけですね。だけど、あなたの議論は、今まで土光議員とのやりとりでは、全くそういうことについて修正をする考えはないという姿勢を一貫して述べておられるような、そういう印象で私は今聞いたんですけど、この岡村議員が報告された9月県会の錦織県議の知事とのやりとりの中でも、知事は、何らかの形でこれは修正しなきゃならないと、こういうところまで言っているんですよ。あなたはこれを見たときに、あるいは市長の今の知事に対する意見の姿勢を感じ取られたときに、センターとしても、そういう方向に向かってかじ取りをしていかなきゃいけないと、こういうふうに言われるのが筋じゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 地下水についてですけれども、御主張の点については、我々としまして、いろんな2種類の調査をやって結論を出して、また専門の方にも御意見いただいているということでございますので、先ほど手続の中で調整の場というようなものも申しました。その中で御意見があれば、センターの意見と、それから地元の方のおっしゃる意見との調整なり、それからそこで第三者の御判断をいただくということにしたいというぐあいに思っ

ているとでございませう。

○尾沢議長 遠藤議員。

○遠藤議員 これは、私は両者とも研究者でそれなりの権威のある方だということをおうかがうわけでありまして、だからセンターとしては、やっぱり住民の皆さんへの不安の払拭というのを最大限努力されなきゃいけないと思うんですよね。だからそういうことであれば、今おっしゃったように、それについては速やかに、知事から命令があつてするんじゃないなくて、今この議論から聞いてとっても、あんた自身が知事の見解の答弁を見とつて、そういうふうにすぐ修正をされて我々に対しての説明をされるべきじゃなかったかと、こういうふうにしてあえて苦言を含めながら意見を聞いたわけですので、今おっしゃったような方向でぜひ実現を図ってもらいたい、こういうことをまず1点申し上げておきたいと思ひますね。

それからもう一つは、この地元の関係の方もそうなんですけど、私もそうなんですけど、平成4年と平成8年にそれぞれ開発協定というものがあの場所では権限が存在をしておりますよね。これに伴つて現在の事業の実施状況を含めて説明をずっとやつておられるわけなんですけども、これらについては、関係者の皆さんとの話し合いというのは既にでき上がつてるわけですか。つまり、そこに産業廃棄物最終処分場をつくらせてもらいますよと、よつて、過去の協定書のやりとりについては、もういわゆる修正というか、白紙に返して産業廃棄物の建設用地として御同意いただけますねというふうな話し合いが進んでるんですか、これは進んでいないんですか、どうなんですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 御質問の4年、8年の協定といひますのは、当時の淀江町さんと環境プラントさんの一廃処分場に使うという協定のことでおございませうか。これにつきましては、事業計画をつくつた段階、このときは環境プラントが事業主体でおごいまして。それを受けてセンターも受けてるわけなんですけども、ここの協定の最終調整、最終結論というのはまだ出ておりませう。ただ、環境プラントさんは当事者でおごいまして、今の協定のままではなくて、産廃の計画ができた段階で、産廃と決まつた段階までにはその協定を改変しないといひけない、産廃として利用するといひ協定をしないといひけないといひことは御理解いただいてると思ひます。それから米子市さんにつきまして、これまでこの協定があるといひことをもう当然御承知ですし、これについては、地元の御理解なり、それから地元の状況を見てからといひことでおごいまして、今のところ条例手続を我々は進め、それから住民の方の御理解を得るようになつて努力してるといひ状況でおごいませう。

○尾沢議長 遠藤議員。

○遠藤議員 僕は、こういう大きな公共的な事業といひませうか、が展開されるといひことを考えたときには、そういう過去のいろんな権限が存在をしていること自身を、まずきちんと整理をした上で事業の計画の流れをつくつていくといひのが、これが普通じゃないかなといひふうになつて思ひますよね。

(「そうだ。」と傍聴席から声あり)

一番地元の方々が心配しておられるのが、それらがあるにもかかわらず産廃の計画だけがどんどんどんどん進んでる、だから納得がいけないんだといひ声も僕は多いと思ひます。

すよ。そこのところを僕は、県のセンターは少し手違いというか、はき違いしていらっしやるんじゃないかなと、こういうふうに理解するんですね。

もう一つ伺っておきたいと思うのは、この土地改良区の皆さんという関係者については、これは地権者もいらっしやると思うんですよ、予定地の中に。この皆さん方の同意をとることが大きな条件になっていくんじゃないですか。そうなってくると、この土地改良で結ばれた開発協定書、これ自身に対して、まず早目に、一番最初にここに御理解をいただくという手続がまだできてないという現状になるというふうに理解するんですが、それでいいんですか。

**○尾沢議長** 瀧山理事長。

**○瀧山理事長** ちょっと済みません、土地改良区との協定自体、当事者でないものですから、環境プラントと結んでるはずだと思いますので、ちょっと不確かなことになるかと思えます。

まず、協定につきましては、環境プラントと米子市さんの協定につきましては、協定の当事者の一方である環境プラントさんから発案された事業で、米子市さんなりも御承知の中で進められて現在の状況になってますけども、ある程度の状況になったらお話したいと思ってます。

それから、土地改良区さんとのお話は、あそこの埋め立てを一般廃棄物で埋め立てて土地を返しますよという状況だったと思います。これにつきまして環境プラントさんのほうが結んでおられますので、当然、環境プラントさんと土地改良区さんのほうで、また協定の変更のお話をさせていただきたいなど思っているところでございます。

**○尾沢議長** 遠藤議員。

**○遠藤議員** ちょっと、瀧山理事長、僕、わからないんだけど、27年4月に、いわゆるこの産業廃棄物の事業主体がかわったんですよ。今までは環境プラントさんのほうに全てをお願いをして、県のほうも金を出してというやり方の分が、今度は運営主体は環境センターがやるということになったでしょ。環境プラントさんはあくまで委託管理だけでしょ。そうすると、事業主体がかわったということですよ。つまり事業主体がかわつるということは、今の説明ではちょっと僕は説明にならんと思うんですよ。だから今言っている開発協定の部分を含めて、もう一つは、佐陀川右岸の土地改良区の皆さんの排水の許可権の問題、これを含めて県センター自身が、事業主体がかわったんだから私と改めて許可をいただけませんか、改めて米子市さん、私と協定をしていただけませんかという形に変わっていかなくちゃいけないんじゃないですか。環境プラントさんで投げっ放しにしといて、それは環境プラントさんと当時の淀江の皆さんが話し合えばいいですよというようなこととは違うんじゃないかと、僕は状況が変わってるんじゃないかと思うんですよ。だから質問してるんです。

それをほったらかしにしたまんまお進みになつとるから、地元の皆さん方も手続上疑問だというふうになっていくんじゃないでしょうか。だから、本当はもう事業主体がかわつたら、かわった段階で過去の土地改良区や佐陀川右岸土地改良区の排水の過去の問題を含めて全部県センターがもう一遍とり直すと、そこから始めていくというのが大事じゃないかと思うんですが、いかがですか。

(「そうだ。」と傍聴席から声あり)(傍聴席から拍手)

○尾沢議長 静粛にお願いしますよ。

瀧山理事長。

○瀧山理事長 協定の話、まさに遠藤議員おっしゃる、筋としてそのとおりだと思っております。センターに事業主体がかわった段階で、米子市さんなりにも、どういうぐあいにさせていただきましようかというお話はさせていただいたんですけども、これは口頭でございます、文書ではございませんけれども、まずは事業計画自体、この計画が地元で御理解いただける、こういう事業がきちんと説明して御理解いただけるということが大切ですので、それからというような、それからにしましようということで口頭でいただいております。ですから、いずれこの条例手続の段階、あるいはそのめどが立った段階で正式なお話をさせていただきたいと思っております。それには当然、産業廃棄物としての協定になりますので、センターと米子市さんの協定にもなりましようし、それから今の一廃のほうの環境プラントさんと米子市さんの協定の変更というところも出てまいりましようから、そのあたりを変更していただかなくちゃいけない。それからセンターのところは、協定という形になるのか、どういう法的な手続、契約にするのかということも改めて協議していかなくちゃいけないんだろうと思っております。

それから、土地改良区の件につきましては、これもやはり正式に条例手続が終わるようなころに、じゃあ、どうするのか、その埋立物はどうするのか、あるいは土地の返却をどうするのか、誰の農地なり所有地になるのかというような、今までの一廃の埋立地、それから米子市の市有地、旧淀江町ですね、の土地等がございます。そこには当然農地もございますし、農地以外の土地もございます。それから土地改良事業にどこまで入ってるのかというようなこともございますので、それらを含めて一廃の処分場とあわせての換地というようなものも出てまいりましようから、そのあたりは、改めてこの計画が条例手続が見えた段階で協議させていただくのがふさわしいというぐあいに考えているところでございます。以上です。

○尾沢議長 遠藤議員。

○遠藤議員 釈迦に説法のような話をしましたけども、県の環境評価条例、これを見ますと、その中で計画段階の配慮書策定というのが定めてありまして、それを引用して、今回の場合には、そういう配慮するものが事前に配慮させていないんじゃないのかなということから御意見を伺ったわけです。

そこで、私、この説明会の集約されてる内容について伺っておきたいと思うんですけども、自治会単位で6カ所、自治会以外の権利者側で1カ所の計7会場でその説明会が開かれて、それが集約されていますね。この段階で参加者数は6自治会で127名、こういうふう集約が出ていますけども、自治会の参加者数は、自治会の構成員数の何%ぐらいというふうに県センターは把握されてらっしゃいますか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 自治会によって多少差があるかと思っておりますけれども、大体半分程度のところや、それから半分よりかなり少ないところもあります。そんな状況、自治会の状況によって違ってきているというぐあいには思っております。

○尾沢議長 遠藤議員。

○遠藤議員 私も、これ各自治会の6つの自治会の参加者の人数を見ましたときに、正直言って30%平均いってるかなというふうな思いで見ているんですよ。そうすると、この報告書の中に書かれてる、おおむね理解をいただきましたという、何ぼかの自治会のところに文章で表現されていらっしゃるんですけども、それで果たして本当に地元の皆さん方への説明が丁寧に行われたということになるのかどうなのかと、ここの評価が私は分かれてくるんじゃないかというふうに思ってるんです。私の私見でいいますと、30%を切ってる、各自治会の構成員が出てないということになっちゃうと、私は、再度十分な説明ということは別にしても丁寧な説明を求めていかないと、地元の皆さん方の御理解をいただくということにはなっていないんじゃないかなというふうに判断するんですけど、どういう御見解ですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 この事業計画ですけれども、説明会、確かに少ないところ、例えば80なり90ぐらいな世帯の中で二、三十人というふうなところもございます。ただ、反対に20人ぐらい、30人ぐらいの自治会で20人ぐらいのところもございます。分母の大きいところでかなり出席率が低いということもございます。ただ、この説明会を行う前に、事前説明会ということで、昨年7月、8月にも事前説明会を行ったところでございます。それを受けての事業説明会ということでございます。

それから、説明会に当たっては、各自治会さんには、回覧等で説明会の日にち等をお知らせいただくようお願いしたところでございますし、もちろん広告、縦覧等も当然してるわけですけども、各自治会さんごとに説明会の回覧等をお願いしてるところで、個人的な話になりますけど、事前説明会で聞いたから当日出なかったというような方の声も聞いたところでございます。若干少ないところもございましたけれども、周知という意味では、事業計画、かなり説明させていただいたんではないかなというぐあいに考えてるところでございます。

○尾沢議長 遠藤議員。

○遠藤議員 もう一つ、この見解書の中で、いわゆる意見が、意見書あるいは見解書、再意見書の提出がなかったと、どこにもこれが打ってあるわけですね、どこの自治会にもね。十分意見が出なかったということ、どういうふうにとめておられるかということをお聞きしたいんです。

私も、事業計画書というのをある方から3冊紹介されまして目にいたしましたけども、正直言って、よほど専門的な見地を持って人でない、あの事業計画書の3冊を読破するということは非常に至難のわざじゃないかなというふうに私は受けとめました。この会場における議員の方の何人の方があの3冊を読破されたかわかりませんが、そういうことを考えてみたときに、縦覧してありました、周知の連絡、案内の説明をしましたということ、本当に答えが出るだろうかなというふうに私は思うんですよ。

それから、もう一つ、このそういう意見書を求められるという説明をされたときに、地元、世話人さんかどうかわからないけれども、この意見書は、反対、賛成の意見を表明するものではありませんと、あくまでも事業所への事業に対しての説明についてきちんと意



見を述べてくださいというような言い方をされた、言い回しがあつただかというようなことも聞いておるわけなんですよ。これについてはどうなんですか。仮にそうであるとする、なかなか意見が出なかったということに結びつくんですよ、これ。なかなかあの事業所の3冊を読破して意見を出すという方は、よほどの人でないと私は意見が言えないと思うんです。けども、いろいろ書いてあるけども、ここにこういうものをつくるのは反対だという意見は素直に出せたかと思うんです。けど、それを出しちゃいけませんよと言ってわれちゃうと、このような集約になっていくんじゃないかと、こういうふうに思うんですが、いかがですか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 事業計画書ですけれども、確かに全体の大分なものと、なかなか読みこなし、非常に難しいかと思えます。そのために説明用の冊子をつくって、昨年12月だったと思えますけども、説明資料としてお配りいたしましたけども、そのようなものをごらんいただいて、意見書についてですけれども、県の条例に基づきますけれども、生活環境保全に係る意見を出すことができるということが条例上規定されておりますので、その旨を説明した、生活環境保全上の意見を出していただくことができますよということをお話しさせていただいたところです。当然、生活環境保全上の意見でございますので、例えば車は何台通りますですとか、それから水をこういうぐあいに処理して流しますのに対して御意見をいただく、そういうここに水を流されないで、排水をするのはだめだみたいな、そういう御意見もございましたけども、そういう意見をいただいているところでございます。これについては、意見書、それからまた、再意見書ということで縦覧等もしているところでございます。

○尾沢議長 遠藤議員。

○遠藤議員 理事長、私、もう一つ、そこで聞いたのは、この意見書を出すのに、事業説明に対する意見であって、賛成か反対というような表現の意見は書いてはいけませんよ、意見を出しちゃいけませんよというようなことは説明の中にあつたんですか、そういうことを指示されたんですか。どうなんです、それは。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 反対だけという意見は出してはいけませんという言い方ではなくて、生活環境保全上の意見を出していただくことができますという言い方をしたと思えます。それから現に、この事業を反対ですという御意見、これは参考意見として意見書等にもつけておりますけれども、そういう御意見もございました。

○尾沢議長 遠藤議員。

○遠藤議員 それから、もう一つ住民の方から聞いたのは、鹿児島県の管理型処分場建設中に遮水シートがボルト、ナットが落下して破損したという事案が発生したということで、平成16年の9月21日というふうに期日がなっておりますけども、これは公表されると、こういうことなんですけども、これについては県センターは事実確認をされているんですか。現状はどのように把握されてますか。

○尾沢議長 瀧山理事長。

○瀧山理事長 過去の事件事例等いろいろ調査をしておりますけども、議員おっしゃられ

ましたその鹿児島県の平成16年ということですか、その工事については承知しておりません。

**○尾沢議長** 遠藤議員。

**○遠藤議員** 住民の皆さん方の不安を除去するという意味では、今のような案件についてもやっぱり素直にお聞きになって、現地等の確認をとられたりして説明のできる体制を僕はされるべきじゃないかと思えますんで、これまだ事実関係を確認しておられなかったら、遮水シートをきちんと敷いてるから安心だ安心だと言っておられるけども、ボルトとナットが落ちたぐらいで破れるような状況のものが本当にあるのかやというような話にもなっちゃうわけですし、そういう誤解が起きないように、きちんとした説明のできることを求めておきたいと思えますね。

それから、これはちょっと市長なりにもお聞きすることにもなりますが、ここに出てくる県の見解の地元の理解がおおむね得られたという、この言葉の意味というのはどういうふうに捉えたらいいのでしょうか。地元の皆さん方でいろいろ議論をしてみると、産業廃棄物の処理施設、そういうものは必要なんだということについての理解は我々もできると、こういうことはおっしゃってるわけです。ところが、その場所が適地なのかということとは意見が全く違うよと、こういう意見が出てくると思うんですね。ここで県がまとめておられる、概ね理解が得られたというのは、産業廃棄物処理施設は必要だし、泉のところにつくる、小波のところにつくることも、おおむね理解が得られたというトータルでこの言葉を使っているのかどうなのか、これを一つ伺っておきたいと思えます。

**○尾沢議長** 瀧山理事長。

**○瀧山理事長** 自治会として概ね理解が得られたという書き方でございます。関係住民の方が自治会というその自治会組織そのものでございますので、個々人の方等の誰々の意見、会長の意見とか役員だけの意見というんじゃないで、その自治会として、自治会自体が関係住民ということでございます。ですから自治会の全体の中で我々が説明会を行う中、あるいは意見書、見解書をいただいた中で、理解が今100%得られたのかどうかというのはありますけども、理解が得られたのか、例えば住民の方が、50世帯あって、その中で1名、2名御理解いただけなかった方があるかもしれませんが、それはちょっとわかりません。

(傍聴席から発言する者あり)

どういう状況になってるかわかりませんので、それについては、我々は、説明会での御質問の状況、この説明会での御質問というのは、いろんなフランクな意見、いろんな意見が出ましたので、そういう説明会での意見や御質問、それから意見書や再意見書等を見させていただいて、それらの状況から、大体自治会として御理解いただいたんではないかなということで、おおむねという表現で、おおむね理解していただいたということにしております。

**○尾沢議長** 遠藤議員。

**○遠藤議員** これ大事な問題なんですよ。自治会という言葉を使われちゃうと、一般的には組織された団体名称を指すんですよ。そこに150世帯おられれば150世帯の方が自治会という形でおおむね理解されたら、こういうふうな解釈になっていくわけです。

だけど、現実に参加者の皆さん方の実態とか前の説明会でもあったかもしれないけども、集約した状況から見ると、自治会という看板でのおおむねの理解ということには集約ができていないじゃないかと思うんですよね。

(「そうだ。」と傍聴席から声あり)

私は、そのところをきちんと県センターは確認される必要があると思うんです。仮に自治会としてのおおむね理解が得られたというのであれば、何らかの形でその自治会長さんのサインや判こなりを含めて、その自治会としての公式的な見解の書面をセンターが把握されるという手続が私は必要じゃないかと思うんですよ。

それから、市長のほうにもお尋ねしておきたいし、要請しておきたいと思うんだけど、米子市として、今まで6自治会ある中で、1自治会でも同意ができなければ、地元同意はできていないというふうな考え方で対応していくということが先ほどの議論の中でありましたよね。そのときに自治会というものの確認を、今回の見解書の集約では、一部の役員の皆さんの意見だという集約で自治会という言葉が使われてるけども、私は、米子市としての自治会の同意を得ることになってくると、今言ったような自治会というのは、何らかの機関の手続をとられた形の書面が市長に出されてくる、これが僕は道理だと思うんですよね。その2つについて両方の御見解を伺っておきたいと思います。

**○尾沢議長** 瀧山理事長。

**○瀧山理事長** センターが実施状況報告を条例上、県に出すときには、センターとして、地元に対して周知を行ったとセンター自身が判断したときに実施状況報告書として出す、今回もセンターとして周知に努めたということで、実施状況報告書を、それぞれの自治会ごとのセンターとしての判断を書いて県に提出させていただきました。それを受けて県としましては、このセンターの出した実施状況報告が各自治会等も含めて正しいのかどうかを判断されながら、センターの説明や地元の理解の状況というのを県自身が御判断されるということになりますので、センターから直接各自治会さんから署名なりなんなりをいただくということまでは、条例上求められていないんじゃないかと思っております。

**○尾沢議長** 伊木市長。

**○伊木市長** 理解についての御質問だと受けとめておりますけれども、それにつきましては、最後のその1文のおおむね理解というところだけを捉えられて全体のお話ではなくて、このそれぞれの見解の一つ一つを読んでいただければ、そのおおむね理解の概要がわかるのではないかと、私はそのように考えております。以上です。

(傍聴席から発言する者あり)

**○尾沢議長** 御静粛にお願いします。御静粛にお願いします。

遠藤議員。

**○遠藤議員** 伊木市長、ちょっと僕の言っておることと、説明が悪かったかしらんけども、地元同意をということを米子市が理解する場合には、あくまで地元同意が前提だというのは、前市長もあなたもおっしゃってるわけですから、しかし、1自治会でも欠けたらそれは地元同意とはみなさんよと、こういうことを言っとられるわけですよね。そうでしょ。その場合には、どうなんですか、ただ自治会の会長さんなり副会長さんに、主観的な感じで受けとめたものを集約するのか、地元同意となれば、一通りの書式的なものを含めて市

のほうに提出してくださいねという形をとられるのか、このことをお尋ねしてるんですよ。

これ私、クリーンセンターで苦い経験を持ってるんですよ。それは、米子市長は当時、河合さんだったけども、やっぱり地元の自治会と市ときちんとしたそういう手続を踏まれたんです、地元同意ということに対しては。そのことを僕は大事だと思ってるんですよ。そのことについてお尋ねをしたわけです。

もう一つ、県センターの理事長に聞きますけど、実は産業廃棄物処理施設の、これは産業廃棄物処理法だと思えますけども、第15条の5項にこういうことが書いてあるんですね。都道府県知事は、前項の規定により告示したときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村の生活環境の保全上の見地からの意見を聞かなければならない。つまり、この事業が許可を受けた場合に、そういうことを知事はやらなきゃいけないとこれに書いてあるわけですけども、これはいつごろになるんですか、時期としては。これをお聞かせいただけますか。

**○尾沢議長** 瀧山理事長。

**○瀧山理事長** 今お尋ねの15条の照会の件ですけども、これは、廃棄物処理の法律に基づく許可処分を行おうというときの規定でございます。今やってます県の条例手続といいますのは、法律の許可申請を行う前の手続でございます。県のほうのこの条例で、この許可手続前に、この条例手続にのっとった手続を終了しないと許可申請をしてはいけませんよと、許可申請しても却下しますよということになってきますので、現在の状況は、まだこの条例手続の状況。ですからいつごろ終わるのかというのは、まだ我々もちょっとわかりませんが、この手続が終わった段階、それ以降、センターとして許可申請して以降ということで、まだ先になるということでございます。よろしいでしょうか。

**○尾沢議長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 遠藤議員のお尋ねに私のほうでお答えしたいと思います。

地元の理解が必要だということを、この議場でも市長のほうから御答弁申し上げてるところであります。地元の理解というものを明らかにするために、いわゆる自治会からの文書をとるべきではないかという御質問だと思いますが、先ほど環境管理事業センターのほうからお話がありましたとおり、現時点は、正式な法手続の前段の条例手続で、地元の理解を得るべく、その手続が進んでいる段階であります。遠藤議員がおっしゃったことが一番理想論だというふうには思いますけども、今後の地元の状況等に応じて自治会とよくその辺の進め方も相談して、最終的に市で判断することになろうかと思えます。今の時点で、具体的にこういうやり方をということの決め打ちをするのは難しいのではないかなというふうに考えとります。以上であります。

**○尾沢議長** 遠藤議員。

**○遠藤議員** 理想論というのは、ちょっと余分じゃないですかね。私は、そういう具体的な事実関係というものをきちんと手続としておやりになるのが行政の仕事だと思ってるんですよ。森友学園と同じような話を持ち込んでもらったって困るんですよ。これは大事なことです。地元同意というのを前提にして米子市長はどう判断するかというのが、この大きな事業の最大の難所ですからね。その中身が、文書が何もないけども、主観的に自

治会長さんに聞いて回ったらそげだったというようなもので集約をするなんていうことは、これは全市民に対する説明にはならないと思うんですよ。だからそのことを申し上げてるんで、理想じゃない、具体的な事実としてこれはやってもらいたい、こういうことを申し上げときます。

それから、これは市長に、今、センター長から聞いたことによると、まだ法令段階の情報の扱いなので、今の段階ではないということなんだけど、これを読んでおると、市長は、生活環境の保全上の見地、この意見を知事に述べなきゃならないと、こういうことが出てくるわけですね、これから。これをどういう形でその情報の見地とされていくのか、判断の見地をつくられていくのか、これは非常に私は重大なことだと思っておりますんで、十分にこの説明ができるように今から準備を整えてもらいたい、このことを要請して終わります。

○尾沢議長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありませんので、いいですか。」と土光議員)

○尾沢議長 もう手短にお願いできますか。

(「答弁次第です。」と土光議員)

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 もう一つの項目で確認したいことは、これも前回の全協でも取り上げました放射性廃棄物の搬入に関してです。

事業センターは、説明会の資料、それから実際の説明でも、放射性廃棄物は搬入しないというふうに明言されています。ですね、それは確認するまでもないです。ここで、例えば、その放射性廃棄物に関して、意見書、見解書、やりとりがあります。そのときに、例えば放射性廃棄物は搬入しないというときに、じゃあ、放射性廃棄物の定義は何かという質問に対して何も答えてないんです、意見書、見解書で。放射性廃棄物が何かというのをはっきりしないまま持ち込めませんと言っても全くも説得力がないので、センターの持ち込まない放射性廃棄物というのはどういったものを指してるのか、つまり放射性廃棄物の定義はどう定義して、それを持ち込まないというふうに文書に書いて住民に説明をしているのですか。

○尾沢議長 後藤田業務課長。

○後藤田業務課長 搬入管理の観点の放射性廃棄物の関係で御質問をいただきました。放射性廃棄物でございますが、これにつきましては、さまざまな法令によってその放射性廃棄物が定義づけされております。それらに定義づけられた各種法令に基づく放射性廃棄物について、当処分場では搬入しないということでございます。以上です。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 いや、だからそのさまざまないろんな法令に基づいてセンターの言う放射性廃棄物は持ち込まない、その放射性廃棄物とはどういった定義で捉えているのかを聞いてるんです。

○尾沢議長 後藤田業務課長。

○後藤田業務課長 具体的にというお話かと思われまして。例えば原子炉等規制法という法律で規制されているものでいうと、いわゆる高レベル放射性廃棄物、これは地層処分が必

要なものでございますし、あと、低レベル放射性廃棄物というようなものも原発の廃炉の過程などによって発生するものでございますが、そのように、それぞれどのような過程で発生するものかというものによって各種法令でその定義づけがなされておりますので、そのようなものは一切入れないということでございます。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 ちょっと端的にやりとりしたいので、要は、これは前回の全員協議会でも多分やりとりしたと思うんですけど、現在の時点で、放射性廃棄物、普通、例えば1キログラム当たり何ベクレル以上、以下とか、そういう議論がされてます。例えば福島の指定廃棄物は1キログラム当たり8,000ベクレル以上、以下で扱いが異なってます。そういった基準が今の時点でセンターはお持ちでないんですよ。あれば言ってください。多分ないという答弁だし、実際、意見書、見解書でそういったセンターの見解、つまり回答がなされています。

つまりどう書いてるかというのと、この基準はという質問が実際あります、意見書で。センターはどう答えているかというのと、具体的な受け入れ基準については、周辺環境に影響を与えるような廃棄物が搬入されることがないように、途中省略します、今後検討する予定ですとしか答えてない。要は、このままですよ。これ以降何か具体的に決まってること、それとも今でもこのままの状態か、まずそれをお答えください。

○尾沢議長 後藤田業務課長。

○後藤田業務課長 見解書の中で述べさせていただいた内容につきましては、各種法令で規定されてる放射性廃棄物は当然入れないという中で、それを最終チェックするという部分で、搬入検査において放射線のチェックをしたいということを考えているという、そのチェックの基準については現在検討中であるというお答えをさせていただいたものであり、これへの回答については現在も変わっているものではございません。

○尾沢議長 土光議員。

○土光議員 要は、現在の時点で、何ベクレル以下、以上のものを入れない入れるというのは未定だということが今のやりとりで確認できたと思います。私たち住民が心配するのは、例えば1キログラム当たり1万ベクレルのものがあって、それが放射性廃棄物と呼ぶのか呼ばないのか、例えば基準がもし2万ベクレルだったら、1万ベクレルは普通に入るわけです。そういった基準がはっきりしないまま持ち込みませんということだけ説明したり、文書でしてる、非常にそこは実質に伴わない見解だと思います。まず、それは私の指摘です。

それから、もう一つ、ある基準、多分いずれは決まるんでしょう。いつの段階で、事業計画書ができた段階で決まってないのは、非常に私はおかしいと思ってるんですけど、決まったとします。その基準を満たしてるかどうか、受け入れ検査をするわけですよ。これも前回聞きました。どうやって検査をするか。ガイガー・カウンターで空間線量をはかるというふうな答弁だったと思いますけど、変わりはないですか。

○尾沢議長 後藤田業務課長。

○後藤田業務課長 具体的な測定方法については、空間線量の測定、サーベイメーターという説明を前回させていただきましたけども、これは一つの案でございまして、まだ最終

的にどのような方法で測定するか、決まったわけではございません。一つの例として申し上げたものでございまして、それについても今後検討していきたいというふうに考えております。

**○尾沢議長** 土光議員。

**○土光議員** 何度も言いますけど、事業計画書が正式にできた時点でこの辺のことが何も決まってないというのは、非常に私はおかしいことだと思います。決まってないのに持ち込まないということだけは説明会でしっかり言ってる、そのおかしさを指摘して、受け入れ検査のときに、サーベイメーターか、ガイガー・カウンターじゃなくて、普通、例えば、これはいつはかるかという、トラックが来て入るとき、つまり積んだままの状態、トラックの周辺に寄って空間線量をサーベイメーターではかるわけですね。これ、もう常識だと思いますけど、ある一定、かなり線量の強いものがその産廃の中のほうにあって、上に土砂とか何かしたら当然その放射線は遮蔽されて、空間線量ではかっても出てきません。だからそういうはかり方は実際の放射性物質がそこにあるのかなのか、それはできないはかり方です。そこはよく認識してください。

これはまだ決まってないということだから私の提言ですけど、少なくとも、はかる場合は、転回検査やりますよね。転回して全体にならしてそこではかるんなら、まだそれなりにわかります。線量の強いものがあれば転回検査ではかれば、それなりにわかります。そういったふうにしないと全く意味がないです。その辺は指摘ということで、検討をお願いします。もし今の私の指摘に関して何か答弁があればお聞きします。

**○尾沢議長** 後藤田業務課長。

**○後藤田業務課長** いろいろ検査の方法はあると思います。遮蔽効果がある物質があるということも承知しておりますので、その辺につきましても、いかに遮蔽がないような形で測定できるかも含めまして、今後検討のほうをさせていただきたいと思います。以上です。

**○尾沢議長** ほかに質疑はありませんか。

そういたしますと、この際、伊澤副市長が発言を求められておられますので、これを認めます。

伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 本日は、大変長時間にわたりまして全員協議会で御議論いただきまして、ありがとうございました。

本日の議員の皆様方からいただきました御意見、御発言につきましては、先ほど示しました本市の回答文書に添える形で県のほうに送付することとさせていただきたいと、このように考えております。本日はありがとうございました。

(「いや、ちょっと待ってくださいよ、この文面に関して意見があるんですけど。このままです出すということに関して、この文面で意見を出したいんですけど、それはないんですか。もうこれは変えないで、単に添えるだけしかしないんですか。」と土光議員)

**○尾沢議長** 我々の全員協議会はこれで終了ということにさせていただきたいと思いません。

(「いや、この案に関して、この全員協議会でやりとり、意見を求めないんですか、この文面に関して。」と土光議員)

はい。

(「求めないんですか。」と土光議員)

はい。

(「それは必要でしょ。」「それやらなかったら意味ないでしょ。」と傍聴席から声あり)

(「だめでしょ。」と土光議員)

全員協議会でいろいろと皆さん方から御意見をいただきました。このいただくのが全員協議会の目的であると私は理解をいたしております。文面そのものについて、私どもがあせいこうせいということではなくて、我々は、ここで全員協議会を開いて、そして皆さん方の意見を述べていただいたということでございます。そのように私は承知いたしております。

それでは、これもちまして全員協議会を閉会といたします。

**午後 3 時 1 9 分 閉会**

| 事務局 |    |
|-----|----|
| 局長  | 主査 |
|     |    |